
平成 22 年度 事業報告書

自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
	1. 平成 22 年度再商品化業務の実施と市町村への資金拠出など	11
	2. 再商品化（リサイクル）の一層の改善と円滑化	17
	3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化	21
	4. 商工会議所・商工会への業務委託	23
	5. 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発	25
	6. 関係機関等との連携	27
	7. 協会業務のリスク管理対策と効率的な実施など	28
	8. 公益財団としてのガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底	29
Ⅲ	東日本大震災への緊急対応など	30
Ⅳ	会議開催状況	
	1. 平成 22 年度第 1 回定時理事会・定時評議員会	31
	2. 平成 22 年度第 2 回定時理事会・第 1 回臨時評議員会	33
	3. 監事会	35
	4. 委員会	35
	5. その他諸会議	38
Ⅴ	組 織（平成 23 年月 3 末現在）	
	1. 組織図	39
	2. 役員（理事・監事）・評議員の氏名など、会計監査人	40
	3. 委員会委員の氏名等	42

別紙 1 「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」

別紙 2 「平成 23 年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成 22 年度）」

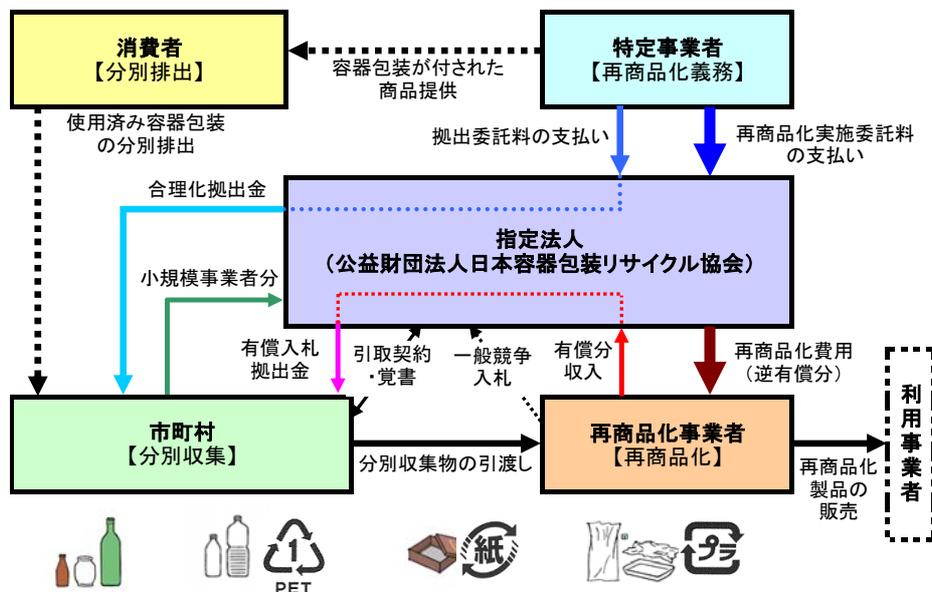
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」）に基づく指定法人として、同法に規定する「再商品化」業務を行っている。現在、多くの市町村では、容リ法のスキームに沿って、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材（①ガラスびん、②PETボトル、③紙、④プラスチック）毎に分別収集し、基準に合った収集物（＝分別基準適合物）を当協会に引き渡している。当協会では、引き渡された収集物を“再資源化”、或いは“新たな製品の原料”として利用する等の「再商品化」を行っている。

本報告書では、当協会の業務を一般の方々の理解促進のために、法律で規定する「再商品化」及びそれに関わる用語については、できるだけ馴染みやすい言葉に置き換えている。例えば、「再商品化」については、ほぼ同義語とされている「リサイクル」という言葉で、その多くを説明した。

I 総括的概要

当協会は平成22年度において、4つの素材で製造・利用及び輸入されている容器や包装のリサイクル業務を実施した。また、当協会業務を実施する際には、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を基本としつつ、リサイクル・コストの適正化と一層の低減、危機管理体制の強化等にも力を入れて取り組んだ。以下は、4つの素材に関わる容器包装のリサイクル業務の流れを示したものである。

1. 4つの素材で、容器包装の再商品化業務（リサイクル）を実施



(1) 特定事業者が負担する“再商品化委託料”でリサイクルを実施

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル（＝容リ法では「再商品化」という）の義務を負っている。

しかしながら、現実問題として全国の家庭から排出される使用済みの「容器」や「包装」を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。平成22年度に、当協会にリサイクルの義務履行を委託した特定事業者（平成23年3月末日現在の申込ベースの実績、過去に遡った申込分は含まない）は、73,557社（21年度は、72,014社）であった。

(2) 市町村への資金拠出を実施

①改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

平成20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって低減された成果及び分別基準適合物の品質評価に応じて資金拠出する仕組みである。21年9月に初めて市町村等への資金拠出（1,408市町村等で、拠出総額は約95億円）を行ったが、2回目となる22年度は9月に、対象市町村等1,443に対して総額約93億円の拠出を行った。

②有償入札に伴う与信管理と市町村等への拠出

PETボトル、紙製容器包装及びガラスびんの再商品化委託に係る有償入札（＝再商品化事業者が当協会に金銭を払って委託するリサイクル業務の受託に係る入札）に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を実施した。22年度中の762市町村等への拠出実績は39億6千100万円（21年度は、618市町村等で13億746万円）となった。（注：支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

なお、22年度の拠出実績が21年度を大きく上回ったのは、20年9月以降の世界的金融不安に端を発した中国への使用済みPETボトルの一時的な輸出停止等による大きな市況変動の影響から抜け出したことによるものである。

(3) 分別収集物を保管する全国1,646施設ごとに電子入札でリサイクル業者を選定

①23年度に向けた登録審査・入札選定の状況

平成23年度の入札を希望する再商品化事業者を22年7月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政

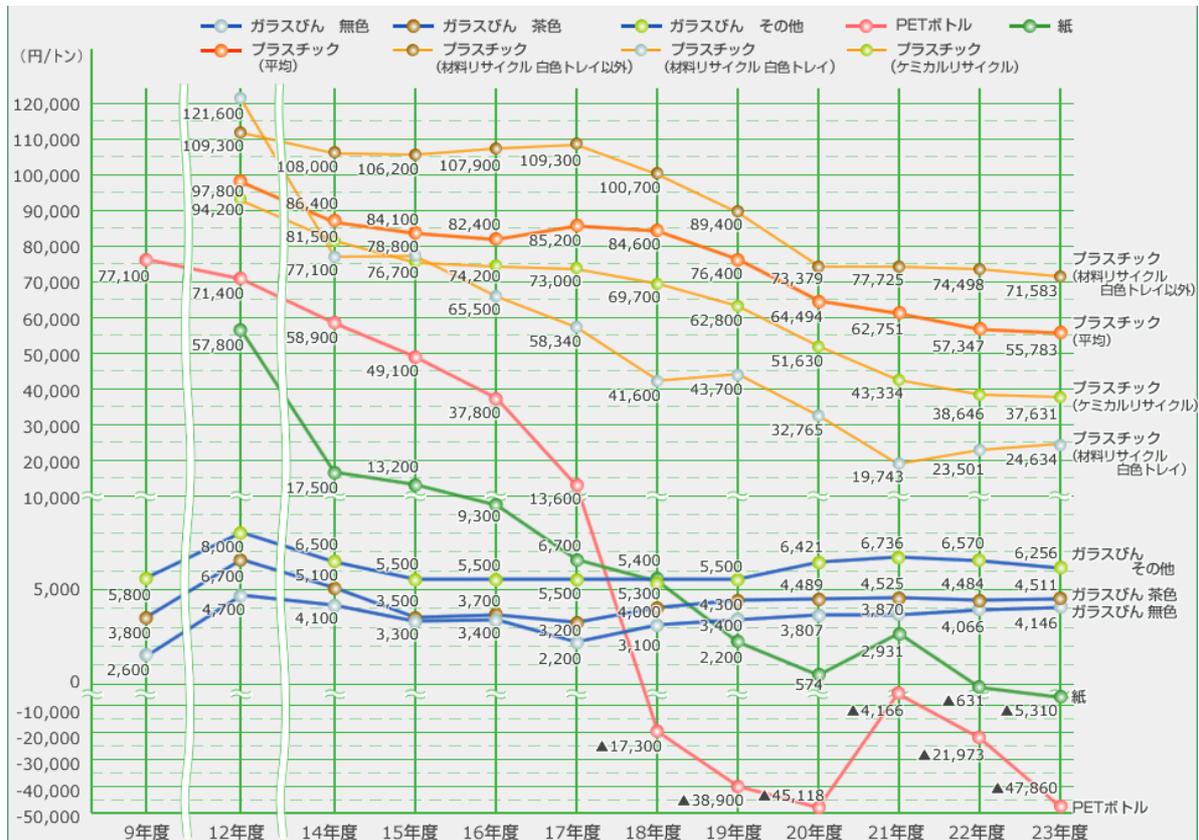
的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎に関する審査については、債務超過等の財政的問題がある事業者については、必要に応じて中小企業診断士による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん60社、PETボトル52社、紙41社、プラスチック74社）を選定し、23年度の再商品化実施契約を締結した。

②素材毎の23年度入札選定結果のポイント

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、いずれの素材についても、平成23年度再商品化に関する入札説明会資料で提示した方法により入札選定を行った。

再商品化（リサイクル）費用の平均落札単価の推移



イ) ガラスびん

平成23年度におけるガラスびんに係る特徴的な事項を上げれば、①申込み市町村数が9減であったが保管施設は1増、また入札対象量が前年より4千トン減、②有償入札が23年度はゼロとなり、有償の保管施設がなくなったこと、である。

今回の入札の結果、ガラスびん全体の平均落札単価（加重平均、23年3月31日現在のもの、以下同じ）は、4,963円/トン（前年度は5,036円/トン）と、前年度

比で73円の減となった。

ロ) PETボトル

平成 23 年度におけるPETボトルの再商品化事業者の入札選定に当たっては、指定の入札方法及び選定結果の連絡方法、PETボトル再商品化能力査定及び落札可能量決定に関する基本的考え方等によった。入札の結果、無応札であった2保管施設については、随意契約及び指名競争入札により落札、申込みが入札締め切り後であった1保管施設及び自動選定にて非落札であった1保管施設については、内規に従って指名競争入札により落札、BTB優先ルールを適用した。なお、社会通念上、問題とされる著しく不合理な価格である等欠格と判定すべき札はなかった。

今回の入札の結果、平均落札単価（加重平均、23年3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ）は、-47,860円/トン（前年度は-21,973円/トン、マイナスは有償であることを示す）と、前年度比で25,887円の減となった。有償入札による落札量は194,073トンであり、市町村申し込み量の98%を占めた。

ハ) 紙製容器包装

紙製容器包装においては、151市町村（113保管施設）から28,761トンの申し込みがあった。

今回の入札の結果、平均落札単価（加重平均、23年3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ）は、-5,310円/トン（前年度は-631円/トン、マイナスは有償であることを示す）で、前年度比で4,679円の減となった。有償入札による落札量は23,287トンであり、市町村申し込み量の81%を占めた。

二) プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装に係る入札は、①材料リサイクルのうち、優先扱いとなる品質基準を満たした者のみを優先とする（平成20年度より4年目）、②手法検討会（経済産業省・環境省合同審議会）の取りまとめにより、材料リサイクル優先枠を市町村申込量の50%とすることを継続、③優先枠では、各優先事業者の「総合的評価」の成績順位について、反映の程度をより強く（手法検討会取りまとめ）、④上限値を継続実施、23年度は98,000円（22年度は95,000円）等により実施した。

今回の入札の結果、平均落札単価（加重平均、「東日本大震災」の影響により、入札後に再商品化事業者の振替を行った後の4月末現在もの、以下同じ）は、55,783円/トン（前年度は57,347円/トン）と前年度比で1,564円ダウンし、2.7%減となった。

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 市町村の品質調査の厳格実施と、的確な改善アプローチ

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、それから最低のDランクの3段階に分けている。

ガラスびんの品質は、「無色」、「茶色」のびんについては、比較的高い水準にあることから平成22年度は、「その他の色」のびんを中心に、31保管施設で品質調査を実施し、問

題点の確認と品質改善のための原因分析を行った。PETボトルでは、前年度にDランク判定であった市町村の品質調査には全て当協会が立ち会うとともに、品質改善計画の立案・実行をお願いした。また、紙製容器包装における品質調査では極力、当協会が立ち会い市町村への品質改善への働きかけを継続した。

更に、容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題として、特に力を入れて取り組んだ。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包し俵状にしたもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施し、22年度は、39市町村で41回開催。累計で1千名を超える参加者があった（21年度は、50市町村の担当者を対象に19回開催・473名が参加）。



プラスチック製容器包装に関わる「出前講座」（H23. 3. 29、於・新潟市）

（2）市町村からのPETボトルの円滑な引き渡しなど

昨今、市町村における使用済みPETボトルの独自処理は、資源や原材料などの世界的な経済動向による大きな影響を伴うものであるという認識が強まっているが、このような状況の中で、当協会では、平成22年度も、大都市を中心に独自処理量の多い29市区町村を訪問し、当協会との契約をお願いするとともに、独自処理の現状及び独自処理を実施する理由などについて調査した。それによると、依然として、経済的な理由で独自処理を選択しているという市町村が過半数を占めており、厳しい財政のもと“少しでも財政を支えたい”という理由が多かった。

（3）国が実施する「地域連携モデル事業」への協力

国では、当協会の協力のもとで、平成20年度から「プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業」を実施してきた。本モデル事業は、①消費者の再商品化に関する理解の増進、②地域における連携協同の推進、③質の高い分別収集・効率的な再商品化の推進を図るという観点から、一定条件を満たす市町村を対象に実施してきたもので、1市町村につき1指定保管施設・1再商品化事業者、かつ当該指定保管施設から指定法人へのモデル事業に係る分別基準適合物の引渡量は年間5千トンを超えないこと、等が要件となっていた。21年度～22年度には、4市町村（仙台市、羽島市、福山市、北九州市）／4再生処理事業者で実施し、23年3月をもって終了した。

(4) 調査・研究活動

当協会では、平成22年6月21日～7月2日、中国のPETボトルリサイクル事情について、現地調査を実施した。本調査では、中国のリサイクル企業、工業会、行政機関への訪問を通じて、日中間の廃プラスチック貿易（特に使用済みPETボトル）の健全な発展に資するための実態把握と現状分析をおこなった。

また、22年12月1日～4日には、PETボトルの再商品化製品であるペレットの輸出先である台湾への利用事業者3社における利用状況の詳細を把握するために現地調査を行うとともに、台湾でのPETボトルリサイクルの状況を把握するため、再生処理事業者1社を訪問調査した。

3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成22年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために、例えば、書面審査における形式上の不備等の補正指示、審査結果の不合格理由の提示、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

(2) プラスチック製容器包装における再商品化業務の厳格化等

プラスチック製容器包装の再商品化業務については、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっていること等もあり、平成22年度は、その厳格かつ適切な履行のために、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、①当協会による審査体制を質量ともに強化するための不定期・抜き打ちの現地検査の増強、②不適正行為に関する“電話通報窓口”の活用と適切な対処、③23年度に向けての登録審査判定会議における消費者代表や弁護士の参画による公平性の担保、④リサイクル製品利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任の明確化のための立入調査の拡充、⑤市町村による関係再商品化事業者への現地確認のサポート、等を行った。

(3) 再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

当協会では、容器包装のリサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、特定事業者間の公平性を確保するため、国との連携を密にしなが、次に掲げる事項に取り組んだ。①国の対策を支援するため再商品化委託申込の“書類送付事業者リスト”と“申込事業者リスト”を主務5省に提出、②前年度申込（契約）事業者のうち、当年度未申込事業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請（年3回）、③当年度申込（契約）事業者のうち、過年度（12年度～21年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、④特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者

リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、⑤全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動の実施等を行った。

4. 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発

（1）広報活動の活性化と“分かりやすい”情報発信

平成 22 年 9 月、従来の「広報懇談会」を再編した「広報専門委員会」の第 1 回会合を開催し、当協会の広報活動全般にわたって委員である外部の有識者や行政関係者との意見交換を行った。また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。更に、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの協賛・出展などを行った。当協会が一般消費者向けに開設しているホームページコンテンツ「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの？～」については、市民への普及啓発を日常的に行っている市町村のホームページとのリンクを通じて、地域住民への啓発活動を強化した。その結果、本年 3 月末現在で、人口 10 万人以上の 209 市町村とのリンクを実現（人口カバー率では 60.3%）、また、当協会ホームページと各地商工会議所ホームページとのリンク（222 カ所、人口カバー率 63.5%）を進める他、全国の商工会ホームページとのリンク等を通じて、普及啓発活動のインフラ整備を行った。

（2）各種説明会等による普及・啓発

当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及・啓発を行った。

- ① 市町村説明会（22 年 11 月、於・全国 5 ブロック）、再商品化事業者登録説明会（22 年 7 月、於・東京）、再商品化に関する入札説明会（22 年 12 月、於・東京）等



再商品化事業者登録説明会（平成 22 年 7 月、於・東京）

- ② 22 年度に農林水産省主催で開催された食品関連事業者向けの容り法研修会（全国主要都市で 17 回開催、合計で 440 名が参加）への講師派遣等
- ③ 自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣
- ④ 日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する各地商工会議所・商工会事務局の容り法担当職員向け研修会に講師派遣

（3）商工会議所・商工会による申込受付と普及啓発

当協会では、政令（H7.12.14、容り法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その

全国ネットワークの中で、特定事業者からのリサイクルの委託申込の受付及び普及啓発活動を行った。普及啓発活動は、両団体の地域特性に応じた方法で、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、容器包装リサイクル制度の普及を推進した。また、平成22年度は、普及啓発活動強化のために、東京を初めとする主要都市で特定事業者向けの制度説明会及び個別相談会を17回開催し、700名を超える特定事業者が参加した。



(22年12月、於・東京商工会議所)

5. 関係機関等との連携

(1) プラスチック製容器包装に係る主体間の連携に向けた取り組み強化

プラスチック製容器包装の再商品化手法に係る中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合の取りまとめ（平成22年10月）を受けて、容器包装の製造時の環境配慮設計と分別排出・収集を容易にする表示の工夫を進めることが可能かどうかについて、関係主体が個別具体的な事例を元に意見を交換する場を23年度に協会に設けることとしていたが、当初予定を早めて22年12月に第1回目、23年3月に第2回目を開催した。

(2) 関係機関との連携

容器包装リサイクル制度を円滑に推進するため、主務5省及び清掃事業において全人口の8割強の市町村の声を集約する（社）全国都市清掃会議との情報連絡会議を、毎月1回のペースで開催し、当面の課題等について情報交換・協議等を行った。また、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関する課題について、適宜、情報交換を行った。

(3) 農林水産省主催「食品関連事業者向け容リ法研修会」への協力

22年度に農林水産省主催で開催された食品関連事業者向けの容リ法研修会（全国主要都市で17回開催、合計で440名が参加）には、当協会からも講師派遣等を行い、全面的に協力した。

(4) 各種イベントへの後援・協賛と参加

各種団体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルに関する環境展等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会や3R推進団体連絡会等と連携しながら後援・協賛。各種団体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルに関する環境展等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会や3R推進団体連絡会等と連携しながら後

援・協賛を行った。また、平成22年12月に開催された日本最大の環境展「エコプロダクツ2010」（於・東京ビッグサイト）には紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の両リサイクル推進協議会と合同出展を行い、市民・消費者・子供達に向けてリサイクルの素晴らしさについての普及・啓発を行った。更に、3R推進団体連絡会が実施する（社）ACジャパン（旧（社）公共広告機構）を通じた啓発事業への協賛を行った。



エコプロダクツ 2010
（平成 22 年 12 月、於・東京ビッグサイト）

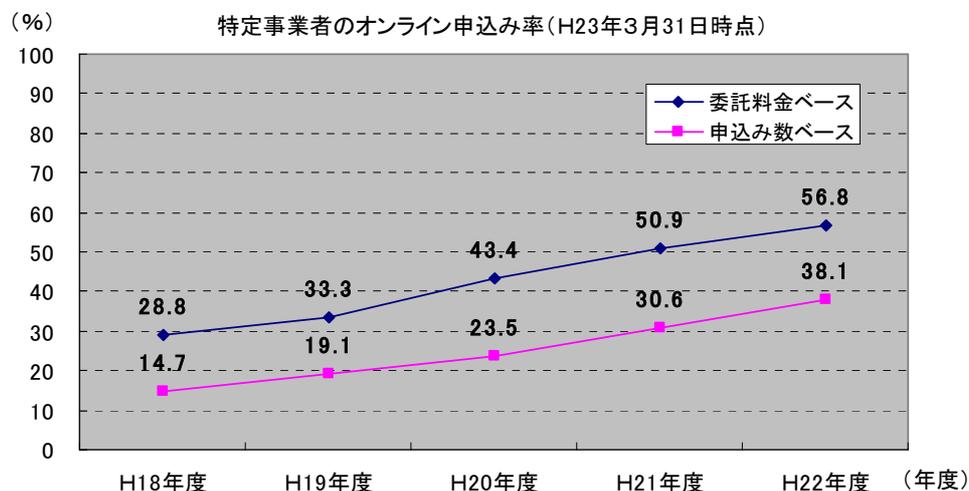
6. 協会業務のリスク管理対策と効率的な実施など

(1) リスク管理対策

当協会「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象とする事象が発生した場合には、同規程に定める委員会を機動的に機能させ、弁護士など専門家とも連携して、迅速な意思決定を行った。この結果、不正・不適正行為の未然防止や業務改善にもつなげることとなった。また、情報セキュリティシステムの運用を徹底し、情報漏洩防止対策を万全に行うほか、自然災害発生時等におけるBCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）の活用にも努めた。

(2) オンライン申込増加による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物引渡し申込みについて、当協会の常設委員会でのオンライン利用の要請或いはチラシ配布などの成果もあり、オンライン利用率はここ数年大きく伸びている。具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースで見ると、平成19年度が約19%、20年度が約24%に対して、21年度は約31%、更に22年度においては約38%となるなど、大幅に伸びてきた。併せて、オンライン申込率の向上に対応して、オンライン申込内容の現状分析による課題発掘と、委託申込内容の過去データとの比較等のためのチェックシステムのチェック項目の見直し等に取り組んだ。



7. 公益財団としてのガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底

当協会は平成22年4月1日、旧制度による特例財団法人を解散し、同日付けで新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」を発足させた。平成22年度は、新しい公益財団として1年目を迎えたが、従前にも増して、ガバナンス（内部統治）の確立とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に応えられるような組織運営に努めた。このため、23年度の登録事業者判定会議への弁護士や消費者代表の参加、監事への弁護士の登用など、外部人材による当協会業務に対するチェック機能を強化した。また“民による公益の増進”という公益法人制度改革の趣旨を、当協会の組織運営及び事業展開に反映させていくため、新年度がスタートした22年4月には、役職員全員を対象とした「危機管理セミナー」（公益財団としてどうあるべきか）を開催し、公益財団法人である当協会の役職員に求められる公平・公正な執務姿勢等について教育研修を実施した。

公益財団移行後においては、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が十分機能するような強固な業務執行体制の構築、更に外部に対する説明責任の重要性に鑑み、理事会、評議員会、監事会等での、協会事務局サイドからの的確・公正な情報公開の徹底はもとより、会計監査人とのディスカッション等を通じてガバナンスの確立に努めた。

8. 東日本大震災への緊急対応など

平成23年3月11日午後、三陸沖から東北地方更に関東地方までの広い範囲で、マグニチュード9.0という日本の観測史上最大規模の大地震「東日本大震災」が発生し、それによる大津波、加えては東京電力福島第一原子力発電所の設備の損傷による放射能漏れ等重大事故が重なり、被災地をはじめわが国経済社会に大きな被害と衝撃をもたらした。このため、被災したこれら地域の多くの住民の方々、企業・事業所、市町村などの行政機関、更には当協会の協力団体である各地商工会議所・商工会などの多くも被災する等、地域経済社会の基盤を根底から覆す壊滅的な被害となった。

こうした中で、深刻な電力やガソリン不足や道路・鉄道の被災による交通手段の遮断等が、再商品化業務を担う再商品化事業者の操業にも大きな打撃を与えることとなり、当該地区はもとよりその影響は全国の再商品化事業者にも及ぶ事態となった。当協会では、大震災の発生を受けて直ちに、被災した市町村をはじめ再商品化事業者や特定事業者に対する支援措置等について、主務5省とも連携をとりながら、22年度末に向けた当面の対応策、更には、新年度である23年度以降の対応策などを検討・協議した。とりわけ、被災地域において、市町村の分別収集及び収集物の保管或いはその処理をどうするのか、また市町村や再商品化事業者の被災によって分別基準適合物の引き渡し先の代替選定などの具体的な対応策を、個別の市町村や再商品化事業者の状況に応じて対応することとした。また、被災地区に所在する多くの特定事業者も、震災による大きな被害を受けており、営業活動の一時停止はもとより廃業に追い込まれる事業者も多いことから、23年度再商品化委託申込に係わる救済措置や緊急時対応として、22年度から、23年度に向けた事務取扱にも万全を期した。

このように、当協会の再商品化業務は、22年度末に発生した未曾有の大震災に的確かつ弾力的に対応すべく、市町村、再商品化事業者、特定事業者、そして主務5省とも連携をとりながら、被災地域において大きなダメージを受けた多くの市町村・再商品化事業者・特定事業者等の支援を行いつつ、23年度以降の再建に向けた動きの中で種々の例外的な特別措置などの検討実施を織り込みながら業務推進することとなった。

Ⅱ 事業実施状況

1. 平成22年度再商品化業務の実施と市町村への資金拠出など ～容器制度のセンター機能を果たして、最適なリサイクルの環づくり～

当協会は平成22年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」という）に基づく指定法人として、特定事業者から容器包装のリサイクル義務（＝容リ法では「再商品化義務」という）の履行について委託を受け、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、のリサイクルを行った。

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル義務を負っている。しかしながら、現実問題として全国の家から排出される使用済みの容器や包装を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネーターとして、また、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、多くの特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。

<表1> 主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成22年度再商品化実施委託単価

素 材	再商品化実施委託単価
ガラスびん	無色 3,800円(4,100円)/トン
	茶色 5,300円(5,500円)/トン
	その他の色 9,500円(9,200円)/トン
PETボトル	4,200円(1,700円)/トン
紙	16,000円(13,300円)/トン
プラスチック	53,200円(65,700円)/トン

※（ ）内は前年度委託単価

<表2> 22年度に特定事業者がリサイクルを義務付けられた「再商品化義務総量」

下段（ ）内は前年度の公表値、単位：千トン

特定分別基準適合物	22年度分別収集計画量 (a)	22年度再商品化見込量 (b)	a, bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	22年度再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/100
ガラスびん (無色)	359 (359)	180 (180)	180 (180)	93 (92)	167.40 (165.60)
ガラスびん (茶色)	308 (309)	170 (170)	170 (170)	78 (77)	132.60 (130.90)
ガラスびん (その他)	184 (184)	130 (130)	130 (130)	87 (87)	113.10 (113.10)
PETボトル	315 (312)	384 (384)	315 (312)	100 (100)	315.00 (312.00)
紙製容器包装	161 (153)	356 (356)	161 (153)	96 (94)	※35.52 (※32.90)
プラスチック製容器包装	935 (858)	1,291 (1,291)	935 (858)	97 (95)	906.95 (815.10)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務の履行を当協会に委託している。

2. 紙製容器包装の22年度再商品化義務総量は、(c)の値から、環境省が調査した市町村独自処理分(124千トン)を差し引いた量に、特定事業者責任比率(d)をかけたもの。

(1) 平成22年度再商品化業務の実施

① 特定事業者からのリサイクルの受託

特定事業者は、当協会にリサイクルの義務履行を委託するため、製造・利用又は輸入した「容器」や「包装」の使用量を、自ら記載した帳簿に基づき、当協会指定の再商品化委託申込書に素材ごとに記入し、オンライン又は各地商工会議所・商工会等を通じて、毎年度、再商品化委託申込手続きを行うことになっている。

22年度は、73,557社（前年度は72,014社）の特定事業者から再商品化（リサイクル）の義務履行を受託した（表3参照）。

<表3> 平成22年度再商品化委託申込み受託状況（特定事業者分）（ ）内は前年度実績

素 材	受託社数	受託量 (ト)	受託金額 (千円)
ガラスびん	3,479 (3,547)	404,265 (396,018)	2,317,958 (2,358,309)
無色	2,967 (3,020)	165,913 (155,076)	630,468 (635,809)
茶色	1,538 (1,577)	137,345 (133,560)	727,930 (734,579)
その他の色	1,220 (1,260)	101,006 (107,383)	959,560 (987,921)
PETボトル	1,340 (1,353)	248,932 (257,906)	1,045,515 (438,440)
紙	53,928 (52,902)	38,001 (33,934)	607,907 (451,207)
プラスチック	71,666 (69,976)	970,578 (853,581)	51,580,128 (56,019,487)
合 計	73,557 (72,014)	1,661,776 (1,541,439)	55,551,508 (59,267,443)

(注) 受託社数には、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っている新聞販売所やコンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等も個店（1社）としてカウントしている。また、1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。

② 市町村負担分の受託状況（支払ベース）

容器包装のリサイクル義務が免除されている“小規模事業者”（容リ法第2条第11項の四）に係るリサイクル費用は、市町村の負担とされている。このため、当協会では、市町村と小規模事業者分のリサイクル業務の実施契約を締結し、22年度再商品化委託単価に基づき、985市町村（21年度991市町村）から受託し、リサイクルを実施した（表4参照）。

このうち、PETボトルについては、その製造等事業者、利用事業者に“小規模事業者”が存在していないことから、受託量は0トンで、リサイクル費用は発生しない。

しかし、一部の市町村では、PETボトルを押しつぶす減容機を備えておらず、家庭から排出されたPETボトルを収集後、ボール（＝圧縮して結束材で梱包し、俵状にしたもの）にできないことから、ボトルのまま（＝丸ボトルという）当協会が契約している再商品化事業者に引き渡している。この丸ボトルは、ボールに比べて容積比で約7倍、その運搬費も約7倍かかると言われ、容リ法上、リサイクルの対象となる分別基準適合物ではないが、当協会はリサイクルを推進する観点から、主務省の指導により、当該市町村がその運搬費を負担することを条件に引取りを行い、22年度は、5市町村から1千700万円（表4※）の支払いがあった。

<表4> 平成22年度再商品化委託申込み受託状況（市町村負担分）（ ）内は前年度実績

素 材	受託量 (ト)	受託金額 (千円)
ガラスびん	43,035 (44,245)	270,377 (279,567)
無色	6,759 (7,318)	25,684 (30,003)
茶色	23,792 (24,369)	126,096 (134,031)
その他の色	12,484 (12,558)	118,597 (115,532)
PETボトル	0 (0)	※ 17,068 (536)
紙	1,114 (1,500)	17,821 (19,949)
プラスチック	13,208 (23,942)	702,657 (1,573,020)
合 計	57,356 (69,687)	1,007,923 (1,873,071)

③市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,733カ所の市町村（平成23年3月31日現在、東京23区含まず）のうち、1,525カ所（東京23区を加えると1,548カ所）と22年度業務実施契約（引取契約）を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,646（前年度1,662）カ所の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者225社（同227社）にリサイクル業務を委託した。

22年度に市町村から引き取った使用済み容器包装（ガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装）の総量は、ガラスびん339,990トン（前年度比102.0%）、PETボトル194,205トン（同102.9%）、紙製容器包装28,410トン（同111.2%）、プラスチック製容器包装635,398トン（同103.0%）、合計1,198,003トン（同102.8%）であった。

詳細は、別紙、「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある①対象市町村総数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況、のとおりである。

④再商品化実施委託料金及び抛出委託料金の精算

平成23年度においては、22年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、21年度の抛出委託料金の精算も行われる。個々の特定事業者の精算金額は、4素材ごとに次の計算式で算出される。

（再商品化実施委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成22年度予定実施委託料金}}{\text{平成22年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率 = $B/A \times 100\%$

（抛出委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{抛出委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成21年度予定抛出委託料金}}{\text{平成21年度再商品化予定抛出委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率 = $B/A \times 100\%$

以上の計算式により、特定事業者個々の精算金額を算出し、その過不足に応じて次年度の再商品化実施委託料金と加減し精算することになる（平成23年7月の予定）。

素材ごとに見ると、再商品化実施委託料金の精算金額・精算率は、ガラスびんが精算金額約6億3,550万円・精算率27.4%、PETボトルが約9億9,250万円・同94.9%、紙製容器包装が約2億1,790万円・同35.8%、プラスチック製容器包装が約150億6,120万円・同29.2%であった。

抛出委託料金の精算金額・精算率は、PETボトルが精算金額約6,610万円・精算率42.7%、紙製容器包装が約360万円・同11.7%、プラスチック製容器包装が約2億6,170万円・同2.8%であった（ガラスびんの抛出委託料はなし）。

（2）市町村への資金抛出

①改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金抛出を実施

平成20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金抛出制

度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みであり、21年9月に初めて市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出（1,408市町村等に約95億円を拠出）を行った。22年度においても、同年9月に、1,443市町村等に総額約93億円の拠出を行った。

②PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出額は約39億6千万円

平成22年度におけるPETボトル並びに紙製容器包装及びガラスびんの一部の有償入札（＝再商品化事業者が当協会に金銭を払って委託するリサイクル業務の受託に係る入札）に伴う収入については、従来から、主務5省見解に基づいて、消費税相当額を除く全額を、市町村等からの引取量及び落札単価に応じて拠出（＝寄付）している。

22年度中の拠出実績は762市町村等で39億6千100万円（21年度は、618市町村等で13億746万円）となった。（注：この支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

なお、22年度の拠出実績が21年度を大きく上回ったのは、20年9月以降の世界的金融不安に端を発した、中国への使用済みPETボトルの一時的な輸出停止などによる大きな市況変動の影響から抜けたことによるものである。

(3) 再商品化事業者の「登録審査・入札選定」の厳格実施

①23年度に向けた登録審査・入札選定の状況

平成23年度の入札を希望する再商品化事業者を22年7月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎に関する審査については、債務超過等の財政的問題がある事業者については、必要に応じて中小企業診断士による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん60社、PETボトル52社、紙41社、プラスチック74社）を選定し、再商品化実施契約を締結した。22年度と23年度の登録・落札事業者数の比較は、次のとおりである。

<表5> 平成22・23年度 登録申込・登録・落札事業者数の比較

素 材	登録申込		登録		落札	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
ガラスびん	72社	71社	72社	71社	62社	60社
PETボトル	70社	66社	61社	60社	52社	52社
紙	72社	70社	67社	66社	47社	41社
プラスチック	108社	97社	98社	95社	79社	74社

- (備考) 1. 18年度以降の入札は、全て電子入札で行っている。
 2. プラスチックにおいては「上限値」を設定し、それを超える入札は無効とした（一部例外を除く）。また、東日本大震災の影響で、落札事業者の中で事業継続が困難となった事業者も多くあったことから、本表では、代替事業者等調整後の数値を記載した。
 3. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表した(23年4月)。

②素材毎の「平成23年度入札選定結果」のポイント

イ) ガラスびん

平成23年度再商品化に関する入札説明会資料で提示した方法によった。23年度におけるガラスびんに係る特徴的な事項を上げれば、①申込み市町村数が9減であったが保管施設は1増、また入札対象量が前年より4千トン減、②有償入札が23年度はゼロとなり、有償の保管施設がなくなったこと、である。

今回の入札の結果、ガラスびん全体の平均落札単価（加重平均、23年3月31日現在のもの、以下同じ）は、4,963円/トン（前年度は5,036円/トン）と、前年度比で-73円となった。

<表6> ガラスびん、色・用途別落札単価一覧

		落札単価 (円/トン)		
		23年度 (a)	22年度 (b)	前年度比 (a-b)
無 色	びん原料	4,097	4,019	78
	その他原材料	7,156	7,535	-379
	小計	4,146	4,066	80
茶 色	びん原料	4,423	4,385	38
	その他原材料	6,911	7,414	-503
	小計	4,511	4,484	27
その他色	びん原料	5,277	5,885	-608
	その他原材料	6,711	6,850	-139
	小計	6,256	6,570	-314
合 計	びん原料	4,405	4,423	-18
	その他原材料	6,731	6,888	-157
	小計	4,963	5,036	-73

ロ) PETボトル

平成23年度におけるPETボトルの再商品化事業者の入札選定は、入札説明会で提示した資料（「平成23年度PETボトルの再商品化事業者の入札選定方法及び選定結果の連絡方法について」及び「PETボトル再商品化能力査定及び落札可能量決定に関する基本的考え方」）に示す方法により実施した。無応札であった2保管施設については、随意契約及び指名競争入札により落札した。また、申込みが入札締め切り後であった1保管施設及び自動選定にて非落札であった1保管施設について、内規に従い指名競争入札を実施して落札した。入札選定に当たっては、BTB優先ルールを適用した。また、社会通念上問題とされる著しく不合理な価格である等、欠格と判定すべき札はなかった。

今回の入札の結果、平均落札単価（加重平均、23年3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ）は、-47,860円/トン（前年度は-21,973円/トン、マイナスは有償であることを示す）と、前年度比で-25,877円となった。

<表7> PETボトル落札単価

		落札単価 (円/トン)		
		23年度 (a)	22年度 (b)	対前年度(a-b)
総平均		-47,860	-21,973	-25,887
	有償分	-49,827	-24,845	-24,982
	逆有償分	55,398	27,522	27,876

八) 紙製容器包装

平成23年度再商品化に関する入札説明会資料で提示した方法によった。

今回の入札の結果、平均落札単価（加重平均、23年3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ）は、-5,310円/トン（前年度は-631円/トン）で、前年度比で-4,679円となった。

<表8> 紙製容器包装落札単価

	落札単価 (円/トン)		
	23年度 (a)	22年度 (b)	対前年度(a-b)
落札単価	-5,310	-631	-4,679

二) プラスチック製容器包装

平成23年度再商品化に関する入札説明会資料で提示した、次の方法によった。

- 材料リサイクルのうち、「優先扱いとなる品質基準を満たした者のみを優先とする」（20年度より4年目）。
- 手法検討会（経済産業省・環境省合同審議会）の取りまとめにより、材料リサイクル優先枠を市町村申込量の50%とすることを継続。
- 優先枠では、入札選定での競争率を1.05に押さえた「優先A枠」（優先枠の90%）と残りの「優先B枠」（同10%）を設定。各優先事業者はA枠・B枠の両方を有するが、その割合は「総合的評価」（昨年より評価内容等の深化と定量性を改善）の成績順位による5段階（昨年は3段階）で決められる方式とし、クラス格差の傾斜を昨年の10%から20%にして反映される程度をより強くした（手法検討会取りまとめ）。
- 上限値を継続実施、23年度は98,000円（22年度は95,000円）とした。
- 固形燃料等は今年度も「緊急避難的・補完的」状況にはないため入札不可。

今回の入札の結果、平均落札単価（加重平均、「東日本大震災」の影響により、入札後に再商品化事業者の振替を行った後の平成23年4月末現在もの、以下同じ）は、55,783円/トン（前年度は57,347円/トン）と前年度比で1,564円ダウンし、2.7%減となった（表9参照）。

これは、22年度に引き続き、一般枠での競争環境が継続すると読んだ事業者による入札額の低下が促進されたことによる。但し、コークス炉は唯一、平均落札単価が上昇（約2,400円）しており、約30%の大きなシェアを占めていることもあり全体の平均落札価格の低下傾向を鈍化させた。

以上の結果、材料リサイクルシェアは、53.6%（22年度は52.3%）となった。

<表9> 手法別落札単価（加重平均）

	落札単価 (円/トン)		
	23年度(a)	22年度(b)	対前年度(a-b)
プラスチック製容器包装（白色トレイを除く）	55,823	57,396	-1,573
<リサイクル手法>			
材料リサイクル（白色トレイを除く）	71,583	74,498	-2,915
ケミカルリサイクル	37,631	38,646	-1,015
油化	—	70,372	—
高炉還元剤化	31,995	38,667	-6,672
コークス炉化学原料化	41,244	38,814	2,430
ガス化	30,775	36,959	-6,184
プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）	55,783	57,347	-1,564
材料リサイクル（白色トレイ）	24,634	23,501	1,133

(備考) 1. 落札単価は、平成23年4月末現在。

2. 白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

<表10> プラスチック製容器包装のリサイクル手法

リサイクル手法		定義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破碎その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破碎、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破碎、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破碎、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料、燃料
固形燃料等 *		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

(備考) 1. 緊急避難的、補完的手法として位置づけられている「固形燃料等」の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、実際には使用されていない（*）。
2. ケミカルリサイクルの定義欄に記載の“分級”とは「粒の大きさを揃える」ということである。

2. 再商品化（リサイクル）の一層の改善と円滑化

(1) 市町村収集物の「品質調査」の厳格実施と品質改善アプローチ

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、それから最低のDランクの3段階に分かれている。

①ガラスびん

ガラスびんの品質は、「無色」、「茶色」については比較的高い水準にあるので、平成22年度は「その他の色」を中心に品質調査を実施した。調査の実施は31保管施設で、そのうち、総合的に品質が低かったのは1保管施設、他材料の混入等一部の品質不良は10保管施設であった。品質不良の保管施設を中心に7市町村等を訪問し、状況を調査した。その結果、リサイクルセンター等の新設備導入や自動選別機導入で処理効率を重視した施設において、品質不良や選別残渣の増大（リサイクル比率の低下）という問題点が生じている例が認められた。現状の設備に対する改善対策を実施した保管施設では改善効果がでているところもあるが、リサイクルセンター等の大規模施設においては、改善対策費用面等の問題から短期的な改善は非常に困難である。

②PETボトル

べール品質向上のための調査件数は877件（平成21年度は875件）で、その内訳はAランク809件・92.2%（同784件・89.6%）、Bランク40件・4.6%（同52件・5.9%）、Dランク11件・1.3%（同19件・2.2%）、他に丸ボトルはDランクのA・Bと別途位置づけをしているが22年度は17件・1.9%（同20件・2.3%）であり、全体的に改善傾向となっている。

とりわけ、Dランク件数は、前年度の19件から11件へ大幅に減った。これは、一昨年から前年度Dランク判定の市町村の品質調査には全て当協会が立ち会うとともに、

当該年度Dランク判定となった市町村には改善計画を実行するようお願いした成果であると考えられている。その結果、Aランクに改善した市町村が4件、Bランクに改善した市町村が8件、Dランクのままであった市町村が7件となった。今年度もDランクであった市町村に対しては、市町村担当者と当協会との間で品質改善策の立案を行い、その実行をお願いした。

その他、品質改善の関連として、PETボトルの“ラベル剥がし運動”を推進した。平成21年度に行った調査で、“ラベル剥がし”に前向きに取り組むとの回答があった30市町村に対して、22年度はヒアリング調査を行い、30市町村のうち半分以上の17市町村で既に何らかの対策を実施しているとの回答を得た。主な取り組みは、ホームページや分別カレンダーへの掲載、プラスチック製容器包装の収集開始を機に、PETボトルのラベルを剥がしてプラスチック製容器包装として排出するようお願いしている等であった。

③紙製容器包装

平成22年度は、引き取りのあった108の保管施設に対して調査を実施した。結果は、Aランク101件・93.5%（同94件・88.7%）、Bランク0件・0.0%（同2件・1.9%）、Dランク7件・6.5%（同19件・2.2%）。Dランクの原因は、段ボール等の指定法人である容リ協ルート以外の古紙の混入や危険物・衛生上の問題品の混入であった。

④プラスチック製容器包装

イ) ベール品質調査の実施と改善確認

プラスチック製容器包装のベール品質調査については、市町村への資金拠出制度(平成20年度～)に対応するため、21年度から、第1回目は4月～10月、第2回目は容器包装比率が85%未満のDランクの市町村への再調査として翌年1～3月とすることとし、22年度も同時期に実施している。22年度は、前年度と同様に、第1回目調査へは市町村の立ち会いを案内し、立ち会い率は約51%（21年度46%）となり、ベール調査への理解促進に寄与している。

第1回ベール品質調査において、容器包装比率及び汚れ・破袋度がDランクの比率は年を追う毎に減少しているが、禁忌品混入比率は依然30%後半の高いレベルにある。第1回目調査で、Dランクの16保管施設に改善計画の立案と取り組みを依頼し、再調査を実施した結果、Dランク1カ所、Bランク2カ所となったが、それ以外は容器包装比率Aランクへの改善を確認することができた。

なお、23年度入札に先立ち、22年度の保管施設別品質調査結果（第1回調査分）を当協会ホームページに掲載した。今回からベールの種類（ボトル系、フィルム系、混合などを確認）及び引き渡し頻度について市町村での入力をお願いしており、入札に当たっては、品質レベルと併せて参考データとするよう再商品化事業者の説明した。

ロ) 市町村での“出前講座”の実施

容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題の一つとして、特に力を入れて取り組んだ。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包し俵状にしたもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施し、22年度は、39市町村で41回開催。累計で1千名を超える参加者があった（21年度は、50市町村の担当者を対象に19回開催・473名が参加）。

<表11> 22年度「出前講座」の開催実績

- ・ 1回の開催時間：2時間30分～3時間
- ・ 内容：基本知識（①「容器」「包装」とは、②「分別基準適合物」とは、③ペール品質の評価基準、④ペール品質の現状）、現場での選別作業状況の確認（①実物判定のケーススタディー、②現場作業後の質疑応答）、市町村担当者との確認

No.	実施市町村・一部事務組合	実施日	参加者	No.	実施市町村・一部事務組合	実施日	参加者
1	広島県芸北広域環境施設組合	4/23	20名	22	長崎県長崎市	8/31	15名
2	和歌山県有田川市	4/27	25名	23	大分県	9/1	30名
3	埼玉県朝霞市	5/11	30名	24	大阪府岸和田市(貝塚市、泉佐野市、田尻町)	9/10	10名
4	栃木県宇都宮市	5/13	15名	25	愛知県東浦町、知立市	9/14	26名
5	愛知県北名古屋市	5/19	16名	26	鹿児島県鹿児島市	9/22	40名
6	岩手県盛岡市	6/1	80名	27	千葉県柏市	9/28	23名
7	〃	6/2	80名	28	三重県伊賀南部環境衛生組合	9/29	10名
8	兵庫県神戸市	6/23	40名	29	新潟県小千谷市	10/4	50名
9	広島県熊野町	6/28	16名	30	新潟県長岡市	10/5	30名
10	福岡県玄海環境省組合	6/29	25名	31	福島県田島下郷町衛生組合	10/8	20名
11	鹿児島県指宿市	7/9	11名	32	山形県東根外二市一町共立衛生処理組合	10/12	26名
12	島根県西部地区資源化事業協同組合	7/13	45名	33	愛知県春日井市	10/21	8名
13	福岡県遠賀・中間地域広域行政事務組合	7/27	18名	34	愛知県大府市	10/22	7名
14	北海道函館市	7/29	11名	35	広島県広島中央環境衛生組合	10/27	16名
15	富山県射水市	8/3	20名	36	香川県高松市	11/16	40名
16	静岡県浜松市	8/4	40名	37	千葉県館山市	11/25	10名
17	奈良県広陵町	8/5	20名	38	千葉県銚子市	12/15	17名
18	岡山県津山市	8/10	8名	39	山口県周南市	2/17	30名
19	神奈川県寒川町・茅ヶ崎市	8/24	17名	40	新潟県新潟市	3/28	14名
20	長野県須坂市	8/25	20名	41	〃	3/29	15名
21	東京都港区	8/26	20名				

(2) 市町村からのPETボトルの円滑な引き渡しなど

昨今、市町村における使用済みPETボトルの独自処理は、資源や原材料などの世界的な経済動向による大きなリスクを伴うものであるという認識が強まっているが、このような状況の中で、当協会では、平成22年度も、大阪市、川崎市、東京都の各区など大都市を中心に独自処理量の多い29市区町村を訪問し、当協会との契約をお願いするとともに、独自処理の現状及び独自処理を実施する理由などについて調査した。それによると、依然として、経済的な理由で独自処理を選択しているという市町村が過半数を占めており、厳しい財政のもと“少しでも財政を支えたい”という理由が多かった。

こうした結果、23年度の市町村から当協会への引き渡し申込量は、分別収集計画量が減少する中、前年度並みを維持し約19万8千トンであった。また、当協会では市町村への円滑な引き渡しの要請活動を実施する一方で、市町村独自処理の主な輸出先となっている中国におけるPETボトルリサイクルの再生処理状況に関する現地の実態を調査した。

(3) 国が実施する「地域連携モデル事業」への協力

国では、当協会の協力のもとで、平成20年度から「プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業」を実施してきた。本モデル事業は、①消費者の再商品化に関する理解の増進、②地域における連携協同の推進、③質の高い分別収集・効率的な再商品化の推進を図るという観点から、一定条件を満たす市町村を対象に実施してきたもので、1市町村につき1指定保管施設・1再商品化事業者、かつ当該指定保管施設から指定法人へのモデル事業に係る分別基準適合物の引渡量は年間5千トンを超えないこと、等が要件となっていた。21年度～22年度には、4市町村／4再生処理事業者で実施し、23年3月をもって終了した。

○21～22年度実施分

仙台市（材料リサイクル手法）／新港リサイクル（株）
羽島市（材料リサイクル手法）／岐阜県清掃事業協同組合
福山市（ケミカル手法）／JFEプラリソース（株）
北九州市（ケミカル手法）／新日本製鐵（株）

【参考】20～21年度実施分

札幌市（ケミカル手法）／札幌プラスチックリサイクル（株）
横浜市（ケミカル手法）／昭和電工（株）
福井市（材料リサイクル手法）／福井環境事業（株）
三原広域市町村圏事務組合（材料リサイクル手法）／（株）広島リサイクルセンター

(4) 調査・研究活動

①中国の再生PET再生処理・同成果物利用産業視察調査

当協会では、平成22年6月21日～7月2日、中国のPETボトルリサイクル事情について、現地調査を実施した。本調査では、中国のリサイクル企業、工業会、行政機関への訪問を通じて、日中間の廃プラスチック貿易（特に使用済みPETボトル）の健全な発展に資するための実態把握と現状分析をおこなった。

＜調査結果の骨子＞

- イ) ベール輸入解禁に係る経緯
- ロ) 中国・香港の廃プラスチック輸入動向
 - ・ 統計の問題点
 - ・ 中国の動向
 - ・ 香港の動向
- ハ) 日本、中国、香港の廃プラスチック貿易の構造
- ニ) 再生フレークの用途
- ホ) 再生フレーク等再生PET原料の対中国輸出フロー

②台湾での利用事業者現地調査及び再生処理事業者訪問調査

平成22年12月1日～4日には、PETボトルの再商品化製品であるペレットの輸出先である台湾への利用事業者3社における利用状況の詳細を把握するために現地調査を行うとともに、台湾でのPETボトルのリサイクルの状況を把握するため、再生処理事業者1社を訪問調査した。

<調査からの考察（抜粋）>

日本から見れば、台湾も中国も同じ海外であるが、短繊維に加工し、ぬいぐるみの中綿用途が多い中国に比べ、バージンと遜色ない長繊維に利用される台湾の方が、より良い用途に利用されることになる。更に、台湾で繊維用途に利用されるものは、ユーザーにリサイクル材を利用している価値が認められ、バージンPET樹脂よりも高い価格で販売されることもあり、その需要も今後増加する見込みである。

一方、日本国内では、一部再生PET樹脂を利用することを開示している企業もあるが、再生PET樹脂を利用する一番の目的は“バージン樹脂よりも値段が安いから”という意見が多い。日本では、まだまだ、再生材を使うことによるイメージダウンが先行しているように感じる。やはり今後はエンドユーザーである消費者の意識から変えていかなければならない。

(5) コールセンターの電話相談による個別対応実績

当協会では、コールセンターの電話相談により、特定事業者や全国の商工会議所・商工会等からの問い合わせに応じている。平成22年度は、常時4人（平成22年11月～23年3月は5人）のスタッフ（専門相談員）を配置して対応した。問い合わせの多くは、再商品化委託料金の支払・請求関係、再商品化委託申込書の記入方法・手続き、対象容器包装の具体的な判断、過年度分の再商品化委託申込方法などの事務的な照会である。なお、ただ乗り事業者対策や法律内容等に関する意見や苦情等も一部寄せられており、当協会の業務改善にもつなげるように迅速な対応を行った。

なお、コールセンターによる22年度の個別対応件数は、特定事業者関係6,606件（前年度8,183件）、商工会議所・商工会関係453件（同741件）、その他1,936件（同1,209件）、計8,995件（同10,133件）であった。これらコールセンターに寄せられた多くの個別照会事項については、当協会業務を改善していくための重要課題として受け止め、課題解決に迅速な取り組みを行った。

3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正及び不適正行為の防止

①22年度の対応実績

当協会は、平成22年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために、例えば、書面審査における形式上の不備等の補正指示、審査結果の不合格理由の提示、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

22年度の危機管理実績としては、一点目は、各事業部における日常的な事業者管理を通じて把握した不適正行為による措置の発動で、契約解除など重大な措置が6件、業務改善指示が12件であった。なお、22年度を通じて危機管理の各種施策を徹底した結果、不正支払を余儀なくされたケースはない。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイヤルを通じて把握した告発情報であるが、22年度は8件の実績となっている。ちなみ

に、こうした専用ダイヤルで寄せられた公益通報への対応は、それが風説流布につながることはないよう、情報の管理も含めて慎重な対応を行った。

当協会では、現在の不正・不適正行為の水際での防止策をしっかりと機能させていくために、23年度以降も、再商品化事業者の日常的な管理を徹底していくこととしている。

②業務の適正実施のフォローと現地検査・現地審査

リサイクル業務の適正な実施に当たっては、再商品化事業者に設備稼働状況、製品の販売、市町村からの引取物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関して、当協会の指定様式による月報等の報告書を定期的に提出させた。同時に、当協会との契約に基づく再商品化業務が確実に実施されていることを確認するため、定期報告の記載内容等に関する現地検査を実施するほか、登録審査時にも必要に応じて現地審査を実施した。

素材ごとに行った現地検査の22年度実績は、次のとおり。

<表12> 平成22年度現地検査・現地審査の実績

素 材	現地検査・現地審査の実績 (前年度)		
ガラスびん	80社	80施設	(43社 43施設)
PETボトル	34社	36施設	(30社 32施設)
紙	53社	61施設	(51社 62施設)
プラスチック	84社	162施設	(91社 175施設)

(備考) 本表の検査実績には、利用事業者に対する調査などは含まれていない。

(2) プラスチック製容器包装における再商品化業務の厳格化等

プラスチック製容器包装の再商品化業務については、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっていること等もあり、平成22年度は、その厳格かつ適切な履行のために、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、以下の点の強化に努めた。

- ①昨年度に引き続き、22年度も不定期・抜き打ちの現地検査を継続実施した。
- ②21年度から整備した不適正行為に関する“電話通報窓口”の活用を図り、受け付けた通報(22年度実績は8件)については、風説流布等による業務妨害とならないよう適切に対処した。
- ③平成23年度に向けての登録審査判定の公平性を担保するために、消費者代表や弁護士の参画のもとで判定に係る監査を受けた。
- ④リサイクル製品利用事業者に対しては、実際に利用した量を証する書類(利用証明書)の提出を求めているが、平成22年度は、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、措置の実効性を確保するために、立入調査の拡充を行った。
- ⑤市町村が、関係再商品化事業者への現地確認を行うことができるよう体制を整えた。

(3) 再商品化義務の不履行事業者(ただ乗り事業者)への対応

国では、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」(=リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託料の支払いを行わない事業者、過少申告の事業者、申込・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等)対策を強化している。当協会においても平成22年度は、「ただ乗り事業者」対策の実効性を更に高めていくために、前年度に引き続き、次に掲げる自主的な取り組みを継続した。

- ①国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、再商品化委託申込に関する“書類送付事業者リスト”（年度初め）及び“委託申込事業者リスト”（毎月）を主務省に提出
- ②前年度申込（契約）事業者のうち、当年度申込（契約）を行っていない事業者に対して文書によりリサイクル義務履行を要請（年3回：22年5月、9月、23年2月）
- ③特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”を当協会ホームページに掲載（13年7月から継続）
- ④全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会を通じて各団体が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施

また、ただ乗り事業者対策の一環として、特定事業者の素材ごとの再商品化委託料金額を、当協会ホームページへの掲載に同意した事業者に限定して20年10月以降、定期的な更新を行って公開している。更に、22年度は、別項4-(2)で説明する、主要17都市の商工会議所と当協会が共催（協力：日本商工会議所、全国商工会連合会）で、「容リ制度に関する特定事業者向け説明会及び個別相談会」を開催。未契約特定事業者にも広く呼びかけ、制度への理解を求めると共に、再商品化義務を履行するよう啓発に努めた。

こうした取り組みによって、22年度は過年度における義務不履行分として629社(21年度は807社)から4億600万円（同6億2千500万円）の申込を受付けた。

4. 商工会議所・商工会への業務委託

容器包装リサイクル制度は、わが国の環境政策の一翼を担い、国民の生活環境の保全に大きな役割を果たしている。こうした観点から、地域の総合的な改善発達を標榜する日本商工会議所（日商、平成23年4月1日現在で514商工会議所）と主に全国の町村部に拠点をおく全国商工会連合会（全国連、23年4月1日現在で1,719商工会）に委託をして、それぞれの全国ネットワークの中で、容器包装の製造・利用事業者について、大企業及び一定規模以上の中小企業すべてを対象にリサイクル義務が公平公正に履行されるよう普及啓発活動を展開するとともに、各地域における再商品化委託申込の受付業務を行った。

(1) 特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の平成22年度における特定事業者からの「再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額」は、合計で22,399件（前年度23,214件）・556億600万円（同592億6千700万円）となっている（表13参照）。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由によるオンライン申込と、②特定事業者自身によるオンライン申込を原則としている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター※）に申込みを行ってくる特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込の件数を前年度と比較すると、21年度7,092件（利用率30.6%）に対して、22年度は8,543件（同38.1%）と伸びている。

※ OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム（REINS）操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込書類の入力などの事務処理を行うために設置した組織。

<表13> 平成22年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全体 (合計)		件数		金額	
		22,399件 (100.00%)		55,606,225,934円 (100.00%)	
申込 内 訳	商工会議所	9,160件	(40.9%)	16,391,028,539円	(29.5%)
	商工会	3,707件	(16.6%)	2,298,198,317円	(4.1%)
	特定事業者から直接	8,543件	(38.1%)	31,601,362,326円	(56.8%)
	OPC	989件	(4.4%)	5,315,636,752円	(9.6%)

- (備考) 1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申し込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
 2. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。
 3. 本表の実績は、23年4月1日現在の年度締め時点での数値。

(2) 各地での普及啓発活動への取り組み

商工会議所及び商工会では、当協会からの委託業務の一環として、それぞれの広報ツールである機関誌（紙）やホームページなどでの情報発信を始め、両団体の全国的なネットワークを通じて、容器包装リサイクルや環境問題に関する普及啓発等を実施した。併せて22年度は、全国の商工会議所及び商工会のHPから当協会HPにリンクを張って頂くことにより、インターネット網を通じた普及啓発のインフラ整備にも努めた。

例えば、諸会合・講習会等での説明、相談窓口での個別事業者への啓発、施設見学会の実施、会報やホームページを通じた関連情報の発信など、組織や地域特性に応じた方法で、年間を通じて普及啓発に取り組んだ。また、全国的な広がりを見せる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の運動やレジ袋の削減に係る様々な活動が、地域総合経済団体である両団体の普及啓発活動の一環としても展開される等、大都市・中小都市、市町村の規模を問わず、ごみ減量化や省資源等の啓発活動が推進された。とりわけ22年度は、東京を初めとする主要17都市において関係商工会議所の主催・商工会の協力、及び主務5省の協力も得ながら、特定事業者向けの「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めた。この活動は、23年度以降も継続する。

<表14> 22年度容器包装リサイクル制度に関する事業者説明会開催実績

No.	商工会議所	日時	No.	商工会議所	日時
1	札幌	22年12月15日 13:30～16:30	10	大阪	22年12月22日 14:00～16:30
2	仙台	23年1月19日 14:00～17:00	11	東大阪	23年1月21日 14:00～16:00
3	金沢	23年1月17日 13:30～16:00	12	神戸	22年12月17日 14:00～16:30
4	さいたま	23年1月19日 13:30～16:30	13	姫路	23年1月28日 14:00～16:30
5	東京	22年12月20日 14:00～17:00	14	広島	23年1月27日 14:00～16:30
6	横浜	23年1月26日 13:30～16:00	15	福岡	23年1月25日 14:00～16:30
7	静岡	23年1月13日 13:30～16:00	16	北九州	23年1月24日 14:00～16:30
8	名古屋	23年1月21日 14:00～16:00	17	那覇	23年1月14日 14:00～16:30
9	京都	23年1月20日 13:30～16:30	参加者		約580社、約700名

(3) 担当者研修会の開催

各地商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込の契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要及び当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法（パソ

コン入力操作)、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

＜商工会議所関係＞

- (ア) 開催時期：22年9月28日(火)～10月1日(金) (1泊2日で計3回開催)
- (イ) 出席者数：167商工会議所・169名
- (ウ) 開催場所：浜松市(商工会議所福利研修センター(カリアック))

＜商工会関係＞

- (ア) 開催時期：22年8月～9月の期間(4ブロックで計4回開催)
- (イ) 出席者数：154商工会(連合会)・159名
- (ウ) 開催場所：札幌(ホテル札幌ガーデンパレス)、東京(全国商工会連合会)、名古屋(名古屋商工会議所ビル)、岡山(岡山商工会議所ビル)

5. 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発

(1) 広報活動の活性化と“分かりやすい”情報発信

当協会では平成22年度9月、従来からの「広報懇談会」を再編し、「広報専門委員会」を設置した。22年9月2日に開催した第1回委員会では、22年度の広報活動の柱の一つである「普及啓発強化策」の実施状況等について報告し、意見交換を行った。

当協会の情報発信ツールとして重要な役割を担っているのが、当協会ホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)で、容器包装リサイクルに関する情報発信総合サイトとして浸透している。また、当協会が、特定事業者、再商品化事業者との電子契約や市町村等への情報提供にインターネットを活用するなど実務的ツールとしても浸透している。こうした活用をされていく中で、当協会ホームページへの来訪者数は、18年度を境に、毎年100万人以上の方々へのアクセスがある。

また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々への理解促進のため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。更に、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの協賛・出展などを行った。

市町村との連携においては、当協会が一般消費者向けに開設しているホームページコンテンツ「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの?～」について、市民への普及啓発を日常的に行っている市町村のホームページとのリンクを通じて、地域住民への啓発活動を強化すべく協力要請を行った。その結果、本年3月末現在で、人口10万人以上の209市町村とのリンクを実現し、全人口に対して60.3%をカバーした。また、当協会ホームページと各地商工会議所ホームページとのリンクについては、本年3月末現在で222カ所、全商工会議所(514カ所)管内の人口に対して63.5%をカバーしており、あわせて全国の商工会ホームページとのリンク要請も行う等、全国各地の特定事業者への普及啓発のためのインフラ整備を行った。

(2) 各種説明会等による普及・啓発

①平成23年度登録希望事業者に対する説明会

23年度の容器包装リサイクルに関する再生処理事業者の事業者登録申請に係る連絡は、7月1日付官報と当協会ホームページ等で行い、同月中旬には分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、各素材を巡るリサイクル事情、登録申請に当たっての厳格な審査要

件や留意事項、書類記入方法等を広範囲にわたり説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者
ガラスびん	22年7月13日13:30～15:30	アジュール竹芝「天平の間」	80名(65社)
PETボトル	22年7月14日13:30～15:30	アジュール竹芝「天平の間」	103名(96社)
紙	22年7月12日13:30～15:30	アジュール竹芝「曙の間」	64名(58社)
プラスチック	22年7月15日13:30～15:30	ホテルJALシティ田町「鸞鳳の間」	150名(100社)

②平成23年度の容器包装リサイクルの実施に関する市町村説明会

当協会の平成23年度事業の実施に向けて、当協会と業務実施契約書(覚え書き)を締結予定の市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会を、全国5ブロック(札幌、仙台、東京、大阪及び福岡)に分け、次のとおり開催した。この説明会では、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化の概要」「再商品化業務フロー」及び「業務実施契約書(見本)」等に基づき、23年度における分別基準適合物の引渡しに関する具体的業務手順について説明するとともに、PETボトルにおいては、当協会への引渡し量の増大を、また、プラスチック製容器包装においては、ベール品質改善の取り組みと引渡し申込量の精度向上を強く要請し、併せて22年度から継続して実施している市町村による再生処理事業者への現地確認制度について説明した。

また、ホームページ上に新規に作成したコンテンツ「わたしのまちのリサイクル」を紹介しつつ、相互リンクを要請するなど市民に向けた啓発に連携して取り組むよう依頼した。

地 区	日 時	場 所	出席者数(市町村・一部事務組合数)
北海道	22年11月15日 13:30～15:30	札幌全日空ホテル(札幌) 「白楊の間」	72名(71市町村等)
東 北	22年11月12日 13:30～15:30	ホテルメトロポリタン仙台(仙台) 「青雲の間」	41名(39市町村等)
関 東	22年11月11日 13:30～15:30	ホテルJALシティ田町(東京) 「鸞鳳の間」	225名(209市町村等)
関 西	22年11月9日 13:30～15:30	チサンホテル新大阪(大阪) 「チサンホール」	160名(150市町村等)
九 州	22年11月10日 13:30～15:30	西鉄グランドホテル(福岡) 「鳳凰(ほうおう)の間」	96名(88市町村等)

③平成23年度容器包装リサイクル業務に関する入札説明会

平成23年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示し、23年度のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約書、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者
ガラスびん	22年12月17日13:30～15:30	アジュール竹芝「飛鳥の間」	68名(61社)
PETボトル	22年12月16日13:30～15:30	アジュール竹芝「飛鳥の間」	109名(66社)
紙	22年12月16日13:30～15:30	東海大学校友会館「富士の間」	59名(59社)
プラスチック	22年12月17日13:30～15:30	東海大学校友会館「阿蘇の間」	163名(94社)

④平成23年度の契約事業者の業務手続きに関する説明会

平成23年度の契約予定再生処理事業者及び運搬事業者を対象とした業務手続きに関する説明会は、23年3月11日に発生した『東日本大震災』のために開催を中止し、REINSでの資料提供をもって説明会に代えた。

6. 関係機関等との連携

(1) 主体間連携に向けた取り組みの強化

プラスチック製容器包装の再商品化手法に係る中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合の取りまとめ（平成22年10月）を受けて、容器包装の製造時の環境配慮設計と分別排出・収集を容易にする表示の工夫を進めることが可能かどうか検証するため、関係主体が個別具体的な事例を元に意見を整理する場を23年度に当協会に設けることとしていたが、予定を早めて22年12月に第1回目、23年3月に第2回目を開催した。

(2) 国内関係機関との連携

容器包装リサイクル制度を円滑に推進するため、主務5省及び清掃事業において全人口の約8割強の市町村の声を集約する（社）全国都市清掃会議との情報連絡会議を、毎月1回のペースで開催し、ガラスびん・PETボトル・紙及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務の進捗状況等の報告、当面の課題等について情報交換・協議等を行った。4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関する課題について、適宜、情報交換を行った。

また、PETボトルに関しては、経済産業省、農林水産省、環境省の後援を得て、PETボトルリサイクル推進協議会及び廃PETボトル再商品化協議会と共催で、「PETボトルリサイクルシステムシンポジウム」（平成22年7月及び10月）を開催した。

(3) 農林水産省主催「食品関連事業者向け容リ法研修会」への協力

22年度に農林水産省主催で開催された食品関連事業者向けの容リ法研修会（全国主要都市で17回開催、合計で440名が参加）には、当協会からも講師派遣等を行い、全面的に協力した。

(4) 各種イベントへの後援・協賛など

当協会では平成22年度においても、地方自治体、事業者団体、消費者団体等との連携を密にして、それぞれが主催する諸会合に、当協会役職員を講師として派遣し、容リ法に基づく主要事項や当協会業務について説明を行ったほか、各種団体からの協賛依頼に対しても積極的に応じた。

<表15>主な協賛実績

日時・場所	行事名	主催者	目的・内容	
22年5月19日～21日 (於：東京ビッグサイト)	飲食製造・流通システム展2010 (BEV-TECH2010)	(株)食品新聞社	飲料製造から流通までの最新の技術を一同に展示	協賛
22年5月25日～28日 (於：東京ビッグサイト)	2010NEW環境展 (東京会場)	(株)日報アイ・ビー	守ろう地球・創ろう強制社会(展示会・セミナー)	協賛
22年9月1日 (於：インテックス大阪)	2010NEW環境展 (大阪会場)	(株)日報アイ・ビー	守ろう地球・創ろう強制社会(展示会・セミナー)	協賛
22年10月5日～8月6日 (於：東京ビッグサイト)	2010東京国際包装展 (TOKYOPACK2010)	(社)日本包装技術協会	精算・包装・流通の技術振興を図るとともに、商談・交流・包装の最新情報の発信	協賛
22年10月25日～26日 (於：埼玉会館)	第5回容器包装3R推進フォーラムinさいたま	3R推進団体連絡会	自治体、事業者、市民等の様々な主体が連携して容器包装3Rを推進する場づくり	協賛
22年11月17日 (於：富山国際会議場「メインホール」)	第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(財)産業廃棄物処理事業財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民等と一緒に循環型社会の形成等について考える	協賛
21年11月18日～20日 (於：マリノア福岡)	2010NEW環境展 (福岡会場)	(株)日報アイ・ビー	守ろう地球・創ろう強制社会(展示会・セミナー)	協賛

7. 協会業務のリスク管理対策と効率的な実施など

(1) リスク管理対策

当協会「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象とする事象が発生した場合には、同規程に定める委員会を機動的に機能させ、弁護士など専門家とも連携して、迅速な意思決定を行った。本規程が定める危機管理委員会では、①協会の危機事象(リスク)分析、②具体的なリスク対応策の洗い出しと年間を通じた実施、③市町村・再商品化事業者・特定事業者、それぞれに関する危機事象への対応策等、日常的な具体的な方策の展開に当たっては、危機管理コア委員会或いは業務執行理事による常勤理事会等で対応した。こうした活動の結果、不正・不適正行為の未然防止や業務改善にもつなげることができた。また、当協会内部での危機管理対応に関しても、例えば、整理情報セキュリティシステムの運用を徹底し情報漏洩防止対策を万全に行うほか、自然災害、新型インフルエンザ発生時におけるBCP(Business Continuity Plan、事業継続計画)の活用にも努めた。

(2) オンライン申込増加による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物引渡し申込みについて、当協会の諸会合でのオンラインシステム(REINS)利用の要請、或いはチラシ配布などの成果もあり、利用率はここ数年大きく伸びている。具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースで見ると、平成19年度が約19%、平成20年度が約24%に対して、平成21年度は約31%、更に22年度においては約38%となるなど、大幅に伸びてきた。併せて、オンライン申込率の向上に対応して、オンライン申込内容の現状分析による課題発掘と、委託申込内容の過去データとの比較等のためのチェックシステムのチェック項目の見直し等に取り組んだ。

当協会では、契約事務の一層の高度化のためオンライン化の一層の推進に努めており、再商品化事業者においては、電子入札制度との関係で 100%の利用率となっている。また、市町村においても前年度の約 81%から約 89%（引渡申込時の利用率）に伸びる等、いずれの利用率も前年度を上回る状況となっている。

(3) 平成 23 年度の再商品化業務に向けた入札選定など準備作業

平成22年度再商品化業務と並行して、23年度の再商品化業務の実施に向けた準備作業を、別紙「平成23年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成22年度）」に記載のとおり実施した。

8. 公益財団としてのガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底

当協会は平成 22 年 4 月 1 日、旧制度による特例財団法人を解散し、同日付けで新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」を発足させた。新法人移行後 1 年目を迎えた当協会であるが、従前にも増して、ガバナンス（内部統治）の確立とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に応えられるような組織運営に努めた。

このため、別掲の登録事業者判定会議への弁護士や消費者の参加、監事への弁護士の登用など、当協会業務推進過程で外部人材によるチェック機能を強化する仕組みの導入等を行った。“民による公益の増進”という公益法人制度改革の趣旨を、当協会の組織運営及び事業展開に反映させていくため、新年度がスタートした 22 年 4 月には、公益財団法人である当協会の役職員に求められる、公益目的を実現しようとする強い意志と公平・公正な執務姿勢等を、役職員全員に改めて求めていくための教育研修として「危機管理セミナー」（公益財団としてどうあるべきか）を実施した。

また、公益財団移行後においては、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、更に協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が十分機能するような強固な業務執行体制の下での組織運営に努めた。とりわけ、外部に対する説明責任の重要性に鑑み、理事会、評議員会、監事会等での、当協会事務局サイドからの的確・公正な情報公開の徹底はもとより、平成 23 年 2 月 7 日には、当協会において会計監査人とのディスカッション等を行い、当協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団の運営など広範なテーマで公益財団法人としての運営に関して種々の意見交換を行った。

Ⅳ 東日本大震災への緊急対応など

～被災地域の市町村・再生処理事業者・特定事業者への支援策の検討～

平成23年3月11日午後、三陸沖から東北地方更に関東地方までの広い範囲で、マグニチュード9.0という日本の観測史上最大規模の大地震「東日本大震災」が発生し、それによる大津波、加えて東京電力福島第一原子力発電所の設備の損傷による放射能漏れ等重大事故が重なり、被災地をはじめわが国経済社会に大きな被害と衝撃をもたらした。このため、被災したこれら地域の多くの住民の方々、企業・事業所、市町村などの行政機関、更には当協会の協力団体である各地商工会議所・商工会などの多くも被災する等、地域経済社会の基盤を根底から覆す壊滅的な被害となった。

- (1) 大震災発生当初の被災地域を中心とした深刻な電力やガソリン不足、或いは交通手段の遮断などは、市町村の分別回収業務や再商品化業務を担う再商品化事業者の操業に大きな打撃となった。当協会では、大震災の発生を受けた緊急対応を協議し、主務5省とも連携を取りながら、被災地域で直接被害を受けた関係主体に対する特別措置について協議するとともに、東北地方及び関東の被災地区における関係主体の被災状況の実態把握を行ない、①甚大な被災を受けた市町村・再商品化事業者に係る事務処理の弾力運用、②甚大な被災を受けた再商品化事業者の費用負担の軽減などの支援措置、③甚大な被災を受けた特定事業者の再商品化委託料の支払に係る緊急対応等、更には、新年度（23年度）以降の中期的な対応策等の大枠を検討協議した。
- (2) こうした中で、当協会では被災地区が復興する迄の間、市町村が分別収集・保管を行う容器包装ゴミ等が分別基準に適合しない場合どうするのか、また再商品化事業者の被災によって被災地区外の市町村においても分別基準適合物の引き渡し先の選定をどうするのか等の具体的な対応策を整理し、個別の市町村・個別の再生処理事業者の被災状況に応じて弾力対応することとした。

また、被災地区に所在する多くの特定事業者も、大震災による甚大な被害を受けており、営業活動の一時停止はもとより会社の全損壊などにより再建できず廃業に追い込まれる事業者も多いことから、23年度再商品化委託申込に係わる緊急措置などにも万全を期した。
- (3) また、市町村への資金拠出（①容リ法第10条の2に基づく資金拠出制度、②PETボトルなど有償収入に係る資金拠出）に関しても、主務5省の指導を仰ぎながら、通常と同様の取扱いをすることによって被災市町村への支援につなげることにした。
- (4) 更に、福島原発における原子炉被災の影響で、福島県内で放射能汚染された容器包装収集物の取扱いをどうするのか等については、経済産業省の専門部署である原子力・安全保安院等から直接指導を頂きながら、関係市町村や再生処理事業者に適正処理に関する事項を伝達するなど慎重に対処した。
- (5) 当協会の再商品化業務は、22年度末に発生した未曾有の大惨事の前、地域住民、市町村、再商品化事業者、特定事業者、そして主務5省とも連携をとりながら、被災地域の再建に向けた動きの中で、23年度に向けて種々の特別措置などの実施を織り込みながら業務推進することとした。

IV 会議開催状況

1. 平成22年度第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：平成22年6月17日（木）15時30分～17時

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：15名

○議 事：

<審議事項>

①理事会での決議事項等

(イ) 平成21年度事業報告書（案）について

(ロ) 平成21年度収支計算書（案）および財務諸表（案）について

(ハ) 監事による「会計及び業務監査に係る監査報告」について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき（イ）および（ロ）について一括して説明を行った。

特に、収支計算書の「事業活動収入」における「再商品化受託料収入」および「事業活動支出」における「再商品化委託事業支出」の決算額が予算を大きく下回った主な要因については、約9割を占めるプラスチック製容器包装の落札単価が下がったことと、市町村からの引取り量が減少したことにある旨説明した。また、「事業活動収入」における「再商品化委託収入（有償入札収入）」および「事業活動支出」における「市町村有償拠出金支出」の決算額が予算と比べて大幅に減少した主な要因については、20年9月以降の世界同時不況によるPETボトルの有償入札収入の大幅な減少である旨の説明があった。

引き続き、片山監事から「当協会の業務および会計について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

(ニ) 業務執行理事の交代（案）について

(ホ) 会計監査人に対する報酬等（案）について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき会計監査人に対する報酬等（年額、支払時期、監査実施予定時期等）について説明するとともに、今後は報酬額に変更がない限り、改めて承認手続きは必要としないこととする旨の提案を行い、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

②評議員会への提案事項

(イ) 理事の交代（案）について

(ロ) 評議員の交代（案）について

(ハ) 「会計処理規程」の一部改正（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、改正事由および22年4月に遡及して適用の旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、「定時評議員会」に提案されることとなった。

(ニ) 「普及啓発活動の強化策（案）」について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、一般消費者および特定事業者を対象に、市町村や商工会議所・商工会等の関係機関と連携して実施する「普及啓発活動の強化策（案）」の内容および予算額等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、「定時評議員会」に提案されることとなった。

(ホ) 総務企画委員会への委任事項について

議長の指示により、事務局から、次の内容について説明を行った。

再商品化実施委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会での決議を経て評議員会で承認することになっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、特定事業者に送付する次年度の再商品化申込書類には、同単価を記載し提示する必要がある。このことから、12月に開催予定の理事会、評議員会での審議に先立って同単

価を決定・公表する権限を、例年どおり総務企画委員会に委任していただきたい旨説明した。

以上について、議長から出席者に諮ったところ、異議なく承認され、「定時評議員会」に提案されることとなった。

(へ) その他

議長の指示により、事務局から、22年度の予算執行等に関して、次の内容を説明した。

公益財団法人である当協会の「平成22年度収支予算書」において、経常外費用として「予備費」が計上されている点については、内閣府・公益認定等委員会から、公益認定審査の過程において、“使途が特定されない予算科目である予備費を経常外費用として計上することは適当ではない”旨の指摘がなされていた。このため、22年5月末に同委員会にその取り扱いを改めて確認したところ、22年度は公益財団法人への移行の過渡期にあるとの認識から、上記指摘に基づく予算書の組み換え（＝予備費の削除や他の科目への振り替え等の処理）を行わなくてもよい、決算の段階で公益財団法人として収支相償の原則に則って決算すれば問題はない、との見解が示された。なお、23年度の予算編成においては、上記指摘を踏まえて23年度予算編成を行うこととする旨の説明を行った。

これによって、本理事会の開催案内文書において「審議事項」の議題として記載していた「平成22年度収支予算の組み替え（案）」については取り下げとすることと、審議事項②（二）で承認いただいた「普及啓発活動の強化策（案）」に係る予算の執行についても、「予備費」からの支出ではなく、当協会の「会計処理規定」で認められている「科目間の流用」で対応することとしたい旨説明を行った。

以上について、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、「定時評議員会」に提案されることとなった。

<報告事項>

①リスク管理対応状況について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき当協会のリスク分析の概要およびリスク対応の状況について報告した。

②再商品化事業の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から、資料に基づき21年度の再商品化の実績および22年度再商品化事業について報告した。

(2) 定時評議員会

○日 時：平成22年6月22日（火）15時30分～17時

○場 所：東京會館「エメラルドルーム」

○評議員出席：34名

○議 事：

<審議事項>

①理事の交代（案）について

②評議員の交代（案）について

③「会計処理規程の一部改正（案）」について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、改正事由、および本評議員会開催日（6月22日）付で改正し、22年4月に遡及して適用されるものとなる旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

④「普及啓発活動の強化策（案）」について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、一般消費者および特定事業者を対象に、市町村や商工会議所・商工会等の関係機関と連携して実施する「普及啓発活動の強化策（案）」の内容および予算額等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

⑤総務企画委員会への委任事項について

議長の指示により、事務局から、次の内容について説明を行った。

再商品化実施委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会での決議を経て評議員会

で承認することになっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、特定事業者に送付する次年度の再商品化申込書類には、同単価を記載し提示する必要がある。このことから、12月に開催予定の理事会、評議員会での審議に先立って同単価を決定・公表する権限を、例年どおり総務企画委員会に委任していただきたい旨説明した。

以上について、議長から出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

⑥その他

議長の指示により、事務局から、22年度の予算執行等に関して、次の内容を報告した。

公益財団法人である当協会の「平成22年度収支予算書」において、経常外費用として「予備費」が計上されている点については、内閣府・公益認定等委員会から、公益認定審査の過程において、“使途が特定されない予算科目である予備費を経常外費用として計上することは適当ではない”旨の指摘がなされていた。このため、22年5月末に同委員会にその取り扱いについて改めて確認したところ、22年度は公益財団法人への移行の過渡期にあるとの認識から、上記指摘に基づく予算書の組み換え（＝予備費の削除や他の科目への振り替え等の処理）を行わなくてもよい、決算の段階で公益財団法人として収支相償の原則に則って決算すれば問題はない、との見解が示された。なお、23年度の予算編成においては、上記指摘を踏まえて23年度予算編成を行うこととする旨の説明を行った。

このため、本評議員会の開催案内文書において「審議事項」の議題として記載していた「平成22年度収支予算の組み替え（案）」については取り下げとすることとし、④で承認いただいた「普及啓発活動の強化策（案）」に係る予算の執行については、「予備費」からの支出ではなく、当協会の「会計処理規定」で認められている「科目間の流用」で対応することとしたい旨説明を行った。

以上について、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

<報告事項>

①平成21年度事業報告書について

②平成21年度収支計算書および財務諸表について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、6月17日開催の当協会平成22年度第1回定時理事会（以下、「第1回定時理事会」）で承認された、①および②について一括して説明を行った。

特に、収支計算書の「事業活動収入」における「再商品化受託料収入」および「事業活動支出」における「再商品化委託事業支出」の決算額が予算を大きく下回った主な要因については、約9割を占めるプラスチック製容器包装の落札単価が下がったことと、市町村からの引取り量が減少したことにある旨説明した。また、「事業活動収入」における「再商品化委託収入（有償入札収入）」および「事業活動支出」における「市町村有償拠出金支出」の決算額が予算と比べて大幅に減少した主な要因については、20年9月以降の世界同時不況によるPETボトルの有償入札収入の大幅な減少である旨の説明があった。

③業務執行理事の交代について

④リスク管理対応状況について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、当協会のリスク分析の概要およびリスク対応の状況について報告した。

⑤再商品化事業の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から、資料に基づき21年度の再商品化の実績および22年度再商品化事業について報告した。

2. 平成22年度第2回定時理事会・第1回臨時評議員会

(1) 第2回定時理事会

○日 時：平成22年12月9日（木）15時00分～16時30分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：17名

○議 事：

<審議事項（評議員会への提案事項）>

①平成23年度再商品化実施委託単価（案）及び平成22年度抛出委託単価（案）の決定について（追認）

再商品化実施委託単価及び抛出委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会での決議を経て評議員会で承認することになっているが、本年6月の平成22年度第1回定時理事会及び定時評議員会において、本件について本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいているものであり、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認され、12月10日開催の平成22年度第1回臨時評議員会（以下、「臨時評議員会」）に提案されることとなった。

②定款の一部変更（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき定款の一部変更（案）について、変更事由と変更案、また、本理事会及び臨時評議員会で同案が承認されれば、協会の“最初の評議員”及び“最初の監事”の任期満了日は平成26年6月の定時評議員会終結の時までとなる旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

③平成23年度事業計画書（案）について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成23年度事業計画書（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

④平成23年度予算書（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき平成23年度予算書（案）について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

⑤評議員の交代（案）について

<報告事項>

①平成22年度普及啓発活動（中間報告）について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成22年度普及啓発活動（中間報告）について報告した。

②平成22年度再商品化の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から、資料に基づき、協会の業務執行状況を含めた22年度再商品化の動向について報告した。

(2) 第1回臨時評議員会

○日 時：平成22年12月10日（金）14時00分～15時30分

○場 所：東京會館「ゴールドルーム」

○評議員出席：33名

○議 事：

<審議事項>

①平成23年度再商品化実施委託単価（案）及び平成22年度抛出委託単価（案）の決定について（追認）

再商品化実施委託単価及び抛出委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会での審議を経て評議員会で承認することになっているが、本年6月の平成22年度第1回定時理事会及び定時評議員会において、本件について本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいているものであり、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認された。

②定款の一部変更（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき定款の一部変更（案）について、変更事由と変更案、また、同案が承認されれば、協会の“最初の評議員”及び“最初の監事”の任

期満了日は平成26年6月の定時評議員会終結の時までとなる旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

③平成23年度事業計画書（案）について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成23年度事業計画書（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

④平成23年度予算書（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき平成23年度予算書（案）について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

⑤評議員の交代（案）について

<報告事項>

①平成22年度普及啓発活動（中間報告）について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成22年度普及啓発活動（中間報告）について報告した。

②平成22年度再商品化の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から、資料に基づき、協会の業務執行状況を含めた22年度再商品化の動向について報告した。

3. 監事会

(1) 平成22年度第1回監事会

○日 時：平成22年6月3日（木）16時30分～18時

○場 所：大会議室

○出席者：9名（監事2名、協会等関係者7名）

○議 事：

- ① 平成21年度の事業活動報告（案）
- ② 平成21年度決算報告（案）
- ③ 平成21年度の会計監査報告及び平成22年度の会計監査計画
- ④ 会計監査人に対する平成22年度報酬（案）について
- ⑤ 「会計処理規程」の一部改正（案）について
- ⑥ 平成22年度予算の組み替えについて
- ⑦ その他

(2) 平成22年度第2回監事会

○日 時：平成22年11月22日（月）16時～17時30分

○場 所：大会議室

○出席者：7名（監事1名、協会関係者4名）

○議 事：

- ① 平成22年度重点課題の実施状況について
- ② リスク管理体制と実施状況について
- ③ 定款変更について
- ④ 平成23年度の事業計画案及び予算案について
- ⑤ その他

4. 委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。

(注) 各委員会委員の氏名は、後述の項目（V 組織「3. 委員会委員の氏名等」）に記載。任期は平成22年4月1日～平成24年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 22年6月16日(水) 10時～12時30分	大会議室・ 10名	①平成21年度事業報告書(案)について ②平成21年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について ③「会計処理規程」の一部改正(案)について ④平成22年度普及啓発活動の強化策(案)について ⑤総務企画委員会への委任事項について ⑥その他 <報告事項> ①リスク管理対応状況について ②平成21年度再商品化実績(総括)等について ③平成22年度第1回定時理事会・定時評議員会の開催について ④その他
第2回 22年10月22日(金) 10時～12時30分	大会議室・ 10名	①平成23年度再商品化実施委託単価(案)及び平成22年度拋出委託単価(案)について ②平成23年度事業計画書(案)について ③平成23年度予算書(案)について ④その他 <報告事項> ①平成22年度広報活動(中間報告)について ②第2回定時理事会及び第1回臨時評議員会の開催について ③その他
第3回 23年3月11日(金) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 9名	①各事業部の平成22年度再商品化実績見込みについて ②平成22年度収支見込みについて ③平成23年度入札選定結果について ④平成22年度「普及啓発活動の強化策」の実施状況について ⑤平成22年度危機管理対応について ⑥平成23年度における企画広報部及び総務部の重点事項について ⑦平成23年度重点課題について ⑧その他

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 22年6月10日(木) 12時30分 ～14時30分	大会議室・ 18名	①ガラスびん事業部の平成21年度業務報告について ②平成21年度事業報告書(案)について ③平成21年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について ④その他
第2回 22年10月20日(水) 12時30分～15時	大会議室・ 15名	①平成23年度再商品化実施委託単価(案)について ②平成22年度拋出委託単価(案)について ③平成23年度事業計画書(案)について ④平成23年度収支予算書(案)について ⑤平成22年度ガラスびん事業部上期活動報告 ⑥その他
第3回 23年3月10日(木) 12時30分～15時	大会議室・ 18名	①平成22年度ガラスびん再商品化実績見込みについて ②平成23年度ガラスびん入札選定結果等について ③平成23年度ガラスびん事業部活動計画(案)について ④平成22年度の収支見込みについて ⑤その他

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 22年6月15日(火) 10時～12時30分	大会議室・ 17名	①PETボトル事業部平成21年度業務報告について ②平成21年度事業報告書(案)について ③平成21年度収支計算書(案)及び財務諸表(案)について ④PETボトル事業部平成22年度業務中間報告 ⑤その他
第2回 22年10月21日(木) 10時～12時30分	大会議室・ 15名	①平成23年度PETボトル再商品化実施委託単価(案)について ②平成22年度PETボトル拠出委託単価(案)について ③平成23年度事業計画書(案)について ④平成23年度収支予算書(案)について ⑤平成22年度PETボトル事業部上期活動 ⑥その他
第3回 23年3月9日(水) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 18名	①平成22年度PETボトル再商品化実績見込みについて ②平成23年度PETボトル再商品化業務入札選定結果について ③平成23年度PETボトル事業部活動計画(案)について ④平成22年度の収支見込みについて ⑤その他

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 22年6月11日(金) 12時30分～15時	大会議室・ 16名	①紙容器事業部の平成21年度業務報告について ②平成21年度事業報告書(案)について ③平成21年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について ④その他
第2回 22年10月19日(火) 10時～12時30分	大会議室・ 17名	①平成23年度再商品化実施委託単価(案)について ②平成22年度拠出委託単価(案)について ③平成23年度事業計画書(案)について ④平成23年度収支予算書(案)について ⑤平成22年度紙容器事業部上期活動報告 ⑥その他
第3回 23年3月7日(月) 10時～12時30分	大会議室・ 14名	①平成22年度紙製容器包装再商品化実績見込みについて ②平成23年度紙製容器包装再商品化業務入札選定結果について ③紙容器事業部・平成23年度活動計画(案)について ④平成22年度の収支見込みについて ⑤その他

(5) プラスチック容器事業委員会

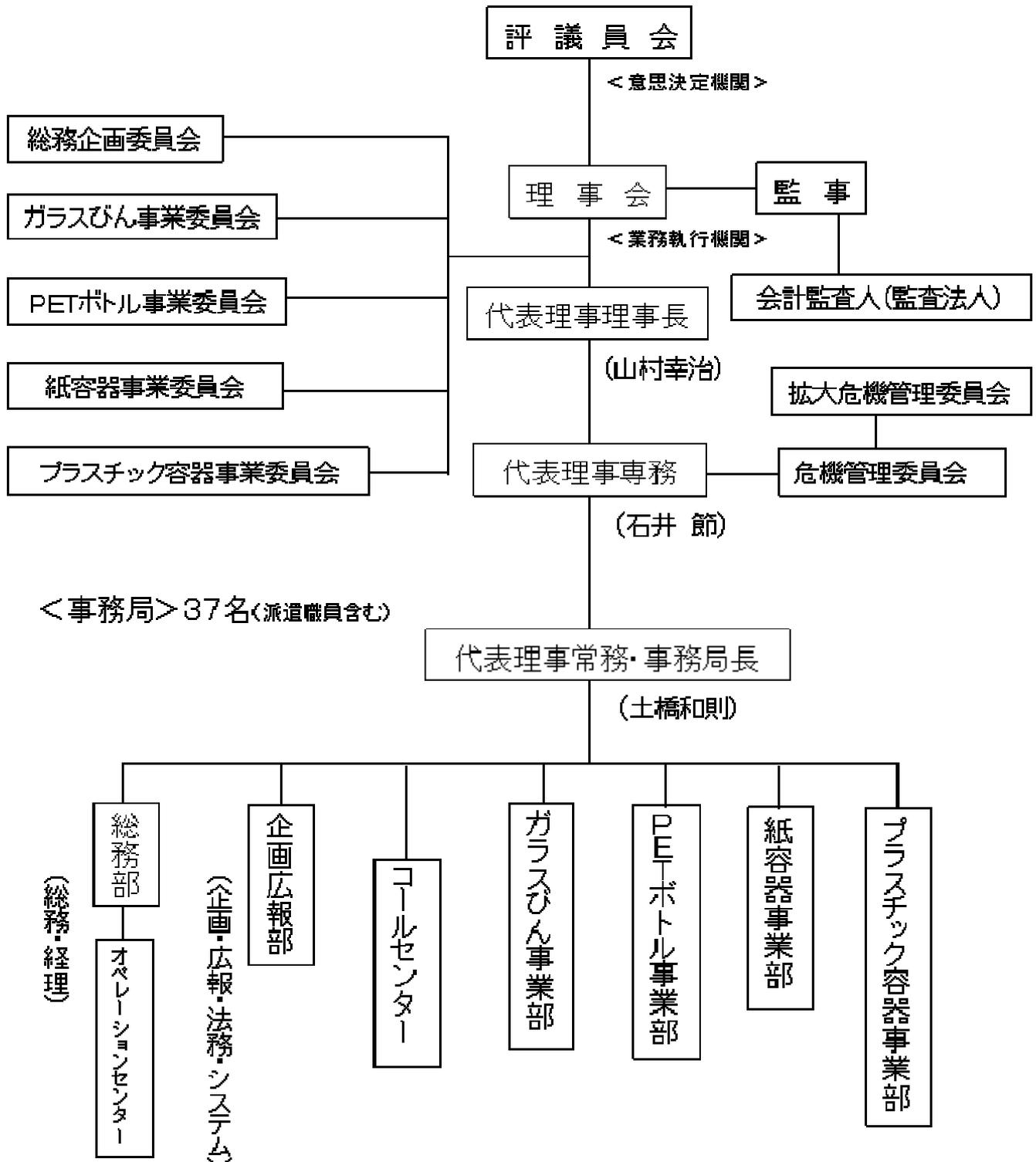
回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 22年6月14日(月) 12時30分～15時	大会議室・ 19名	①平成21年度プラスチック容器包装再商品化実績報告 ②平成21年度事業報告書(案) ③平成21年度収支計算書(案)および財務諸表(案) ④その他
第2回 22年10月20日(水) 10時～12時30分	大会議室・ 20名	①平成23年度再商品化実施委託単価(案)について ②平成22年度抛却委託単価(案)について ③平成23年度事業計画書(案)について ④平成23年度予算書(案)について ⑤平成22年度プラスチック容器事業部上期活動報告 ⑥その他
第3回 23年3月9日(水) 12時30分～15時	大会議室・ 19名	①平成22年度プラスチック製容器包装再商品化実績見込み ②平成23年度プラスチック製容器包装入札選定結果 ③平成23年度プラスチック容器事業部活動計画(案) ④平成22年度収支見込み ⑤その他

5. その他諸会議

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	23年3月31日(月) 10:00～11:30	大会議室・10名
広報専門委員会	22年9月2日(木) 12:00～14:30	大会議室・23名

V 組織（平成23年3月31日現在）

1. 組織図



2. 役員（理事・監事）・評議員の氏名など、会計監査人

(1) 役員（第1期理事・第1期監事）

（敬称略・順不同）

役職	氏名	団体名等	役職
代表理事理事長 業務執行理事	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役社長 最高経営責任者 兼 最高執行責任者
代表理事専務 業務執行理事	石井 節	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	土橋 和則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長
業務執行理事	木野 正則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
〃	大東 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長
〃	堀口 誠	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
〃	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	紙容器事業部長
〃	平石 恵一	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
理事	石坂 隆	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
〃	勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟	専務理事
〃	上河 潔	日本製紙連合会	常務理事
〃	栗原 正雄	財団法人古紙再生促進センター	副理事長
〃	近藤 方人	PETボトル協議会	専務理事
〃	篠原 龍浩	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
〃	坪田 秀治	日本商工会議所	理事・事務局長
〃	林 伸行	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
〃	幸 智道	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事・事務局長
〃	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	片山 英木	公認会計士 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授	
〃	本間 通義	弁護士(本間合同法律事務所)	

理事18名、監事2名

※第1期理事の任期：平成22年4月1日～平成23年6月開催の定時評議員会終結時

※第1期監事の任期：平成22年4月1日～平成26年6月開催の定時評議員会終結時

(2) 第1期評議員

(敬称略・順不同)

氏名	団体名等	役職
青木 美郎	社団法人日本乳業協会	専務理事
小豆澤 幸照	日本百貨店協会	常務理事
天野 正義	社団法人日本貿易会	専務理事
池田 政寛	社団法人日本印刷産業連合会	専務理事
石井 茂雄	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科	教授
市本 徹雄	ビール酒造組合	専務理事
井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
岩崎 博之	全国商店街振興組合連合会	専務理事
植田 勉	日本マーガリン工業会	専務理事
上野 正三	全国市長会	廃棄物処理対策特別委員長(北海道北広島市長)
内田 康策	日本化粧品工業連合会	専務理事
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科	教授
大森 敏弘	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
大山 専助	全国農業協同組合連合会	総合企画部環境対策グループリーダー
岡部 義裕	東京商工会議所	常務理事
奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
金子 収	日本醤油協会	専務理事
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
木村 均	社団法人日本冷凍食品協会	専務理事
草部 契之	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
軍司 輝雄	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
鯉淵 健二	製粉協会	理事・事務局長
神村 義則	社団法人日本植物油協会	専務理事
佐々木五郎	社団法人全国都市清掃会議	専務理事
佐藤 孝二	全日本カレー工業協同組合	専務理事
塩本 昇	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
下村 芳夫	日本洋酒酒造組合	前専務理事
鈴木 専二	日本製薬団体連合会	調査役
関川 和孝	社団法人日本フードサービス協会	常務理事
土谷 三之助	社団法人日本果汁協会	専務理事
寺田 範雄	全国商工会連合会	専務理事
内藤 裕子	東京都地域消費者団体連絡会	参与
長町 雅美	全国食酢協会中央会	専務理事
中峯 准一	社団法人日本パン工業会	専務理事
西野 豊秀	社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
西山 康夫	日本スープ協会	専務理事
沼尻 光治	社団法人日本缶詰協会	専務理事
芳賀 唯史	日本生活協同組合連合会	専務理事
蓮尾 秀俊	社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
花澤 達夫	財団法人食品産業センター	専務理事
樋浦 憲次	社団法人日本べんとう振興協会	専務理事
藤木 吉紀	社団法人日本惣菜協会	専務理事
牧野 征男	財団法人家電製品協会	専務理事
眞鍋 隆	全国中小企業団体中央会	専務理事
三宅 均	財団法人食品流通構造改善促進機構	専務理事
矢部 正行	全国菓子工業組合連合会	専務理事
山下 育生	日本歯磨工業会	専務理事
山本 和夫	東京大学環境安全研究センター	教授
山本 純一	日本酒造組合中央会	常務理事
山本 達雄	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事
・川 廣和	社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長

評議員53名

※第1期評議員の任期：平成22年4月1日～平成26年6月開催の定時評議員会終結時

(3) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 委員会委員の氏名等

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	市村 泰男	社団法人日本貿易会	常務理事
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	上田 光能	サントリーホールディングス株式会社	執行役員エコ戦略本部本部長
委員	河合 義雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	関口 史彦	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	林 伸行	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	降矢 祥博	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	幸 智道	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事・事務局長
委員	土橋 和則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務・事務局長

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	幸 智道	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事・事務局長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略部部長
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	上村 伯行	株式会社ミツカングループ本社	専務執行役員品質環境室長
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	北山 正男	日本山村硝子株式会社	ガラスびんカンパニー生産本部参事
委員	五味 直人	日本コカ・コーラ株式会社	広報/パブリックアフェアーズ本部 政策渉外部長
委員	坂口 正之	日本化粧品工業連合会	常務理事
委員	櫻井 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	澤倉 光仁郎	キリンビール株式会社	CSR推進部部長
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	堤 健	日本耐酸壘工業株式会社	代表取締役副社長
委員	人部 恭造	宝酒造株式会社	環境広報部副部長
委員	丸橋 吉次	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	森重 勉	大塚製薬株式会社	総務部環境担当部長
委員	山中 昭廣	石塚硝子株式会社	代表取締役社長
委員	吉儀 尚浩	大正製薬株式会社	環境推進統括室長(兼)生産本部 環境部長
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	大東 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	林 伸行	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略部部长
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	加藤 洋三	三井化学株式会社	基礎化学品事業本部 PTA・PET事業部部长
委員	菊池 直大	キッコーマンビジネスサービス株式会社	購買部長
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	栗山 正	株式会社吉野工業所	環境室室長
委員	五味 直人	日本コカ・コーラ株式会社	広報/パブリックアフェアーズ本部 政策渉外部長
委員	近藤 方人	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	佐野 正和	キリンビジネスエキスパート株式会社	品質・環境推進部主務
委員	人部 恭造	宝酒造株式会社	環境広報部副部长
委員	廣瀬 貴之	アサヒ飲料株式会社	環境室室長
委員	福澤 直俊	北海製罐株式会社	業務部安全・環境対策グループ マネージャー
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	森重 勉	大塚製薬株式会社	総務部環境担当部長
委員	矢萩 正義	PETボトル協議会	事務局長
委員	山中 誠	日本醤油協会	総務部長
委員	堀口 誠	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	降矢 祥博	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	石坂 隆	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	殖栗 正雄	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部次長
委員	大西 健一	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	副会長
委員	奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	木村 均	社団法人日本冷凍食品協会	専務理事
委員	斉藤 敏明	日本製紙連合会	パルプ・古紙部長
委員	崔 文雄	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	櫻井 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	砂田 恭男	財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	高橋 亜子	日本百貨店協会	政策統括担当マネージャー
委員	高松 久夫	社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	永井 康夫	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	政策第三部統括部長
委員	吉儀 尚浩	日本製薬団体連合会	環境委員会副委員長
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	河合 義雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	井田 久雄	社団法人プラスチック処理促進協会	専務理事
委員	小原 勉	社団法人日本植物油協会	事務局長
委員	梶井 剛	キューピー株式会社	社会・環境推進部部长
委員	勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	金澤 信夫	全国プラスチック食品容器工業組合	事務局長
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	栗山 正	株式会社吉野工業所	環境室室長
委員	篠原 龍浩	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	篠原 秀弘	味の素株式会社	環境・安全部長
委員	清水 靖弘	日本豆腐協会	事務局長
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	中村 恒美	全日本菓子協会	常務理事
委員	蓮尾 秀俊	社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	政策第三部統括部長
委員	丸山 清	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	柳田 康一	花王株式会社	環境・安全推進本部部長
委員	油井 喜春	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部部长
委員	平石 恵一	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長

市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

①対象市町村総数、保管施設数

	年度	全 体		ガラスびん		PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
		契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績
対象市町村数	22年度	1,548	1,547	1,214	1,212	1,187	1,186	151	147	1,035	1,033
	21年度	1,583	1,582	1,243	1,243	1,211	1,211	145	144	1,032	1,028
保管施設数	22年度	1,646	1,639	877	869	882	881	113	108	823	818
	21年度	1,662	1,659	889	888	886	883	105	102	816	812

②契約量、引取実績量、引取達成率

	年度	ガラスびん				PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装						4素材合計		
		無色 ①	茶色 ②	その他 の色 ③	計 ①+②+③			プラスチック ①					白色トレイ ②		計 ①+②	
								材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化				小計
契約量(トン) A	22年度	112,140	127,604	116,906	356,650	201,330	32,348	351,206	3,447	31,971	200,360	85,197	672,181	968	673,149	1,263,477
	21年度	108,086	124,710	116,257	349,053	203,501	28,386	384,598	14,000	38,110	165,090	77,225	679,023	996	680,020	1,260,959
引取実績量(トン) B	22年度	107,147	120,838	112,004	339,990	194,205	28,410	330,511	1,235	32,411	197,206	73,315	634,679	719	635,398	1,198,003
	21年度	102,510	118,878	112,075	333,462	188,783	25,554	343,259	13,107	35,744	160,632	63,615	616,357	794	617,151	1,164,951
対前年引取実績比(B22年度/B21年度)		104.5%	101.6%	99.9%	102.0%	102.9%	111.2%	96.3%	9.4%	90.7%	122.8%	115.2%	103.0%	90.6%	103.0%	102.8%
引取達成率 B/A	22年度	95.5%	94.7%	95.8%	95.3%	96.5%	87.8%	94.1%	35.8%	101.4%	98.4%	86.1%	94.4%	74.3%	94.4%	94.8%
	21年度	94.8%	95.3%	96.4%	95.5%	92.8%	90.0%	89.3%	93.6%	93.8%	97.3%	82.4%	90.8%	79.7%	90.8%	92.4%

(注)PETボトルの20年度契約量・引取実績量には、期中追加分を含みます。また、量(数字)は、四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

③再商品化製品利用状況

(1)ガラスびん

年度	ガラスびん製造用		その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブ ロック・ガラス繊維等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%
22年度(82社)	239,027	74.2	83,063	25.8	322,090	100.0
21年度(67社)	232,039	73.2	85,126	26.8	317,165	100.0

(2)PETボトル

年度	繊維 (ユニフォーム・カーペット等)		シート (卵パック、プリスターパック等)		ボトル (飲料ボトル等)		成形品 (文房具、収集ボックス等)		その他 (結束バンド等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
22年度(のべ56社)	79,824	52.1	57,646	37.6	8,940	5.8	6,443	4.2	339	0.2	153,192	100.0
21年度(のべ68社)	83,374	52.7	61,441	38.8	3,968	2.5	8,326	5.3	1,187	0.7	158,296	100.0

(3)紙製容器包装

年度	製紙原料		製紙原料以外の材料 (家畜用敷料)		固形燃料		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
22年度(のべ20社)	25,318	92.8	253	0.9	1,726	6.3	27,297	100.0
21年度(のべ20社)	22,564	91.4	250	1.0	1,888	7.6	24,702	100.0

(4)プラスチック製容器包装

年度	プラスチック①										白色トレイ②		計 ①+②			
	材料		油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計		トン	%		
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%				
22年度(207社)	163,515	39.1	1,057	0.3	24,851	5.9	175,579	41.9	52,988	12.7	417,990	99.8	692	0.2	418,681	100.0
21年度(149社)	170,899	43.4	6,729	1.7	25,751	6.5	145,035	36.8	44,583	11.3	392,997	99.8	743	0.2	393,740	100.0

年	平成22年												平成23年										
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
国				6/28 実態調査票の送付 (経産省・農水省)	7/22 都道府県分別収集促進計画の策定	8月上旬 意向調査の発送	10月下旬 再商品化義務量算定(暫定)	10/8 経済産業省審議会	10/12~11/11 量・比率確定				再商品化義務量算定に係る量・比率										
指定法人業務	4/5 想定量HP掲載		6/10~15 総務企画委員会	6/17 理事会	6/22 評議員会		10月下旬 平成23年度再商品化実施委託単価(算定)	10/19~21 4事業委員会	10/22 総務企画委員会		12/9 理事会	12/10 評議員会	総務企画委員会										
商工会議所・商工会						8/27 9/3 9/7 9/8 東京 札幌 名古屋 岡山 商工会 研修会	9/28~10/1 カリアック 1泊2日×3回 商工会議所 研修会			12/1日 窓口業務開始	問い合わせ対応業務	~2月4日 申込締切	3/末 契約締結(代行)										
特定事業者関係						9/1 義務履行者リスト/委託料金事業者別リスト公表		10月26日 送付書類確定(算定係数含む)	11/5 官報掲載内容	12月1日 官報公示	12月1日 申込開始	~2月4日 申込締切	3/末 契約締結										
市町村関係	特定事業者負担分覚書送付		6/21 分別収集量に関する調査票の送付	7/20 締め切り	7/27~8/13 電話等による督促	8/13 回収締め切り	8/24 調査票提出	9/27 市内発担当者説明会	10月22日 送付書類確定送付	11/9~11/15 市町村担当者説明会	11/22 H23年度申込締切	11/24 H23年度申込締切	12月17日 入札条件リスト	12月20日 入札開始	再商品化事業者の決定についてのお知らせ	市町村担当者向け資料の送付							
再商品化事業者関係	官報掲載内容持ち込み		6/9 官報掲載内容持ち込み	7/1 登録開始および官報掲載	7/12~15 再生処理事業者登録のための事業者説明会	7/31 登録申込締切		登録審査	10/15 登録書類判定会議	11/5 審査結果官報持ち込み	11/8 判定会議	11/18 代表者宛てに結果連絡(メールにて発送予定)	11/19 結果のホームページ掲載	12/1 入札登録者の審査結果の官報公示	12/16~17日 入札説明会	12/20 入札開始	1月20日 応札締め切り	2/16 最終判定会議(選定終了)	開封	結果連絡・説明会用資料送付	契約書発行	再商品化事業者説明会	契約締結